

令和6年山形村議会第3回定例会

議事日程（第2号）

令和6年9月5日（木曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（11名）

1番 小出敏裕君	2番 竹野入恒夫君
3番 百瀬昇一君	5番 小林幸司君
6番 福澤倫治君	7番 新居禎三君
9番 三澤一男君	10番 上條倫司君
11番 大池俊子君	12番 春日仁君
13番 大月民夫君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 本庄利昭君	副村長 赤羽孝之君
教育長 根橋範男君	総務課長 篠原雅彦君
企画振興課長 堤岳志君	税務課長兼 会計管理者 中村貞寿君
住民課長 村田鋭太君	保健福祉課長 古畑佐登志君
子育て支援課長 中原美幸君	産業振興課長 中川俊彦君
建設水道課長 宮澤寛徳君	教育次長 藤沢洋史君

総務課
財政係長 丸山晃弘 君

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君 書記 鈴木優子 君

◎開議宣告

○議長（大月民夫君） おはようございます。ただいまから令和6年第3回山形村議会議定例会の本会議を再開します。

出席要求者の住吉代表監査委員から、欠席届が提出されています。

会議に先立ちまして、傍聴の皆様に申し上げます。山形村議会議傍聴規則により、撮影または録音などをするには、事前に許可となります。なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（大月民夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山形村議会議規則第125条の規定により、3番、百瀬昇一議員、5番、小林幸司議員を指名します。

◎一般質問

○議長（大月民夫君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いいたします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 竹野入恒夫君

○議長（大月民夫君） それでは、質問順位1番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「有害鳥獣駆除について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（2番 竹野入恒夫君 登壇）

○2番（竹野入恒夫君） 議席番号2番、竹野入恒夫です。昨年の6月議会で1番、そして今年の9月議会で1番と緊張していますが、よろしくお願ひします。

昨日は第27回村民ゴルフ大会が行われました。天候に恵まれ、最高のゴルフ日和でした。今年は121人の参加で議会からは私と百瀬昇一議員の2人の参加でした。プレー後、5時30分からミラ・フード館で表彰式が行われました。村民ゴルフ大会の特徴は参加者121人全員に賞品が出ます。大変盛り上がりました。

それでは、私は今回大きな項目で2つの質問をさせていただきます。

有害鳥獣駆除について。

1、有害鳥獣駆除を村は猟友会に委託して駆除しているが、山形の猟友会の現状規模は。人員と体制。

2、有害鳥獣駆除の種類は。

3、1頭当たりの駆除単価は。

4、近年の有害鳥獣駆除の実績は。

5、猿用の捕獲檻は、村には上大池・小坂・唐沢の3か所あるが、捕獲状況は。

6、西沖の学校林・穴観音様付近に、猿がたくさん出没しているが、捕獲檻の設置は考えていないか。

7、最近のカラスの群れを西沖地区で見るが、カラスの対策は考えていないか。

8、7月14日、唐沢地区付近で、熊の痕跡が確認されましたが、熊の捕獲対策はどのように考えているでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わりにします。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 竹野入恒夫議員のご質問にお答えいたします。

「有害鳥獣駆除について」のご質問であります。全国で鳥獣被害が増加した原因として、地球の温暖化や林産業の衰退による管理されない森林の増加、過疎高齢化、猟友会員の減少などが要因とされております。

野生の鳥獣と人間社会との共生のための施策の1つが有害鳥獣駆除であります。当村においても、野生鳥獣による生活環境・農産物などへの被害が発生する場合には、被害の防止軽減を図るため、国や県へ申請を行い、狩猟免許保持者の猟友会の皆さんへお願いをし、駆除を実施しているところであります。

それぞれ質問項目については産業振興課長から答弁をいたします。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 中川産業振興課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） それでは1番目のご質問の山形村の猟友会の現状規模ということで申し上げます。

現在の猟友会の体制につきましては、会員が支部長以下13名。それから、駆除活動については2班体制で実施をさせていただいております。

次にご質問の「有害鳥獣駆除の種類は」についてであります。

鳥類につきましてはカラス、スズメ、キジバト、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモの7種類、それから獣類については、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、キツネの7種類を駆除の対象としております。

それから、3番目のご質問の「1頭当たりの駆除単価」についてであります。本村の有害鳥獣対策は山形村鳥獣被害対策協議会を設置して組織による体制を取っております。活動に従事する方々への報酬等は、個別に設定する駆除単価によるものではありません。幾日も出動していただく労務ですとか、車両・機械の損料、弾薬等の経費を考慮して、村それからJA、生産者組織の3者から補助を行っております。

ただ、檻を使うニホンザルの処分については、これとは別に1頭当たり3,000円をお支払いしている状況であります。

4番目のご質問の「近年の有害鳥獣駆除の実績は」についてお答えいたします。近年の実績は直近、令和5年度の状況を申し上げます。

早朝行う有害鳥獣駆除は5月から9月、それから2月の期間の間に計13回実施をしております。総数で600羽を超える鳥を駆除いたしました。

また有害獣につきましては、サル檻、くくり罠、箱罠等の使用により、主だったところを申し上げますと、ニホンザル18、ニホンジカ13、イノシシ14などとなっております。

それから5番目の「猿の捕獲檻は、上大池・小坂・唐沢の3か所あるが、捕獲の状況は」ということについてでございます。

猿の捕獲実績はただいま申し上げますが、総数で18頭でございます。ただ、檻とそのほかにくくり罠にかかったものもございまして、18頭のうち5頭はくくり罠で捕獲をしたものでございます。

それから6番目「西沖の学校林・穴観音様付近に猿がたくさん出没しているが、捕獲檻の設置は考えていないか」についてであります。

学校山付近への檻の設置については、檻自体が何分大がかりな設備であるということもございまして、これまでも設置場所の選定には非常に慎重に対応してきたところでございます。したがって、今あるものをほかの場所へ移設するとか新たにまた新設するという事は容易なことではございませんので、今のところは考えておりません。

次、7番目ですが、「最近カラスの群れを西沖地区で見るが、カラスの対策は」というご質問にお答えいたします。

西沖地区で鳥の群れを見るということですが、カラスにしてもそのほかの鳥にしても必ずしも村内にねぐらがあるということではなくて、波田とか朝日の段丘林などに帰っていく例もあると聞いております。

銃器を使用する駆除活動でありますので、安全確保のためにも非常に規制が多く、場所や時間なども制限をされます。非常にある程度、場所を固定しての駆除活動をせざるを得ません。また、携わる方々への負担を増やさないようという留意も必要でありますので、今後無理のない駆除活動に努めたいと思っております。

最後にご質問の「7月14日唐沢地区付近で熊の痕跡が確認されました。熊の捕獲

対策は」についてお答えを申し上げます。

熊については里まで出沒するという事は、今年は幸いにもあまりありませんけれども、里山付近、境目付近での出沒というのは例年足跡等の状況から推測はできるところでございます。

ツキノワグマは元々駆除対象ではありませんので、それを目的とした対策というのは基本的にはございません。しかしながら、誤ってくくり罠にかかってしまう、いわゆる錯誤捕獲というものですけれども、これがあつた場合には当然パトロールする皆さんにしても、周辺の皆さんにしても、非常に危険になりますので、状況を判断しながら捕殺するケースが多くなるということでございます。これについてはぜひご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大月民夫君） 竹野入恒夫議員。

○2番（竹野入恒夫君） 13人体制で2班で行っているということですが、今、平均年齢はどのくらいでしょうか。

○議長（大月民夫君） 中川産業振興課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 具体的に個別に数字を出しているわけではございませんが、昭和20年代生まれの方が今は主力と申しますか主です。それから最近数人若い方も入っておられますけれども、60歳超は間違いのないところでございます。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 後継者を育成するような方法は何かありますか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 従前からご案内のように、村として予算措置で銃器の取得の経費ですとか、罠の取得経費、あるいは更新経費には補助の制度を設けておりますが、この狩猟自体が基本的には個人の趣味である狩猟というものを今ベースにしておりますので、その上にまださらに大きなお仕事であるこの有害鳥獣駆除ということをお願いしているということもございまして、こちらからなかなかその皆さんにぜひお願いしますということでもって声をかけるということは、なかなか難しい部分もございまして。

ただ、申し上げましたようにここ数年何人か、そういったことでもって自分から申し出てご協力いただいている方もいらっしゃいますので、この取組については継続して行ってまいりたいと思ひます。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 罾の免許証を持っていても最終的には猟友会に依頼して殺してもらおうとか、そんな態勢を取らなければいけないのが主だと思うのですが、猟友会に入らなくても、そういう依頼というものはできるわけですよね。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 基本的にはその獣の種類にもよると思いますし、場所にもよると思いますが、私、細かいところをまだ承知しておりませんので、また調べなければいけませんけれども、自分の敷地、自己所有地についてももしそういったもので有害鳥獣駆除の免許のほかでもし個人での取得が可能な制度があるようであれば、それについてはまた周知はしてまいりたいと思いますが、基本的には有害鳥獣駆除ということで、知事なり村長なりの許可を受けて行っているものでございますし、罾についても、その狩猟免許等の明示は義務づけられておりますので、誰でもできるというものではございませんので、そこは非常に注意が必要だと思います。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 単価についてですが、山形は独特の単価体制で価格設定をしているということですが、そういうことはびっくりしていましたが、他の町村のように増えているニホンジカとかイノシシには別個に上乘せするような単価ができないものか。

市町村でいうと松本市でニホンジカ、イノシシ1頭当たり 8,000 円、塩尻市 1 万 2,000 円、生坂村 1 万 7,000 円、筑北村 1 万円という例もあるわけですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 申し上げましたように、捕獲の実績ということではなくて日々の活動についてということで交付をさせていただいております。ですので、捕れても捕れなくても、このご苦勞に対してのお金ということになっておりまして、当然たくさん取ればそれだけ本来であればご苦勞していただく勞務も多くなるということもございますけども、1頭単価に換算してみても、ほかと比べたときに、山形の全体の補助額が単価に換算したときに少ないということは決してございませんし、そもそもそれを換算するという仕組みでやっていないものですから、この辺のことに關しては携わる皆さんにも十分ご理解いただいておりますと理解をしております。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 今、駆除の実績をお聞きしまして、かなり実績は上がっているのです。それで、この2種類については本当に単価をもう一度考えていただきたいと思うのです。本当にニホンジカも増えているし、イノシシも大分出て荒らした形跡があるのですが、その辺どうでしょうか、もう一度。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 繰り返しにはなりますが、出没のケースも年によって大分違うものですから、その辺のところの判断は非常に難しいところではございますが、近年でいうと獣の捕獲の量は増えていますけれども、特に農家の皆さんから聞くのは鳥、特にカラスの被害についての声を多く聞くというのはございます。

ですので、その辺のところは、例えば生産者の要望ですとかJAの見解ですとか、そういったこともご意見を聞きながらですけれども、相対的に判断をしてみたいと思います。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 今年、西沖地区を重点的にイノシシの罠を仕掛けていますが、今年の今の現状での実績はどんなものでしょうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 本年昨日までの数字ですが、これほどどこ地区と分けておりませんが、ニホンザルが9匹、それからニホンジカが9頭、イノシシが10頭となっております。そのほかこのくくり罠にはハクビシンですとかキツネ、タヌキ、アナグマ、いろいろなものが、いわゆる小物もたくさんかかります。そういったものは数字に入れておりませんが、大きなものに関してはそんな状況でございます。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 猿の捕獲檻で13頭とのことでしたが、3か所での割合はどんなふうになっていきますか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 私、今トータルの数字しか持ち合わせておりません。それぞれのことについては数字を持ち合わせておりません。失礼します。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 唐沢の猿の捕獲檻が誰かに切られて逃したのではないかという話を聞いたのですが、その辺は本当かどうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 断定はできませんけれども、そういったケースがあつて修繕をしたという件がございます。それに限ることではございませんけれども、これは山形だけではありませんけれども、今いろいろな考え方の中で、動物愛護とかという考え方をされる方もいらっしゃるかと思いますが、原因ですとか、その経過については不明ですけれども、実際にそういった畏へのいたずらといいますか、妨害とまで言えないかもしれませんが、そういったケースは散見されるように聞いております。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 学校林付近では捕獲檻は考えていないということですが、使っていない畑もあつたりして、非常にいい場所で平らなのです。ぜひ、もしさっき言った3か所で取れていないところがあつたら移動等をお願いしたいと思うのですが、その辺もう一度お願いします。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 檻もいろいろな条件ですとか、その適地みたいなものが当然あると思いますし、檻もただ捕るだけではなくて、まず優先しなければいけないのは周辺の皆さんとかその界隈を通行する方の安全確保、管理でございます。ですので、遠目に見て、あるいは近場でその檻が目視できるような状況は避けなければいけませんし、そういうところにもし設置するとなると、当然、獣はそこまで出てくる話ですので、ほかの被害も考えられるということになると、当然、人の視線を遮ったところに設置するというということになると、その地形的な部分も非常に問題になってまいります。

界限でそういった平地でもって広くそこを確保できるところが、しかも人の目につかないようなところでもってあるかということ、なかなかそれも難しいかなということもございまして、先ほども申し上げましたが、この場所の選定というものに非常に配慮もあるし、苦慮もあるという経過でございます。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） カラスの駆除は大変なようですが、以前のようにカラスを捕獲する檻を作っていた時期があつたのですが、そういうものは今できないものでしょうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） これは平成の初めの頃でしたか、たしか三間沢川の近

くのところでもってやって、たくさん実績も残したように記憶をしていますが、物理的にはそれは可能だと思いますけれども、各地でも行っているところもあるようです。

ただ、山形村の状況で見ると、これもサル檻と同じような事情もございしますが、場所の選定ですとか、あと駆除したカラスの始末ということもかつてはかなり問題になって、なかなかそれが継続できなかったということもございします。

今、非常に農家の方だけでなく非農家の方の生活圏にも影響してくる部分でございしますので、この辺のところは非常に慎重な検討が必要になるかと思ひます。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 今のカラスは本当に頭がよくて、うちの隣の方は車の窓を開けて仕事していると中に入ってきてお菓子まで持っていく。そんなもので、非常に困っているのです、ぜひ何かいい対策を考えていただきたいと思ひます。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 熊の出没の件で、捕獲はしないということですが、ぜひやってもらいたいというのが、6月17日に御嶽山の麓で、早朝にニホンミツバチの巣が荒らされまして、座って食べた状態なのです。その友達が言うには、蜂蜜が好きなので、何とか捕獲してくれないかと言うのです。

今、学校林のところには熊の罠があるのですよね、檻が。そういうのを利用して何とか、今日本中で問題になっている話題なので、ぜひ。いるということは分かっているのですから、何とかしてもらえないものでしょうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 最初にも申し上げましたが基本的にツキノワグマは、これはうちだけではありませんけれども、捕獲という駆除の対象ではないというのが大原則であります。ああいった檻も、当然危険防止のために設置はしてあるのですけれども、檻にかかったものに関しては基本的には放獣という格好になろうかと思ひます。

しかも、その放獣ができる条件、ドラム缶状、筒状の罠というか檻であれば放獣も可能なのですけれども、そうでなければ、かなり荒びて、熊自体が自滅してしまうということもいろいろあって、熊の扱いというのは非常に繊細であり微妙でありという事情がございします。

ですので、「里側にこういう事情があるので、これを捕獲してくれないか」ということに関しては、今のところはなかなかお答えできない現状がありますし、もしこれ

が不測の事態ということで出沒ですとか異常発生ですとかということで許可権者から何かしらの指示があれば、動きとしては不可能ではないかと思えますけれども、今私どもの持っている権限の中では、そういったことはなかなか難しい。できることでくり畷にかかったものを緊急捕獲ということぐらいまでが限界かなということでございます。

○2番（竹野入恒夫君） 以上いいです。

○議長（大月民夫君） それでは質問事項1につきましては終了といたします。

竹野入恒夫議員、次に質問事項2「村道の路肩に生い茂っている草の管理について」を質問してください

竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 村道の路肩に生い茂っている草の管理について。

昨年の9月の定例会で質問しましたが、村民の反応が多く寄せられました。その後何の進展もないので再度質問いたします。

1、今までは畑・田んぼの所有者や耕作者が路肩に面している部分を除草してきましたが、所有者や耕作者が高齢になり、草が生い茂っている場所が多く見られます。村では今後どのように管理していくのでしょうか。

そのときの答弁ですが、ご指摘のように高齢化等の中で管理が行き届かなくなる農地も多くなることが心配されますので、農政分野と対処することを考えていますと答弁がありました。上記の答弁のように対処された形跡がないので、今後の実績をお聞きいたします。

前回の質問、これからの高齢化社会に対処していくには職員や外注発注では、費用もかかり、限界があると考えます。時代に合った道具が発売されています。のり面作業も除草できるものでトラクターに簡単に取り付けられます。私も自分で購入しようと思って購入して取り付けようとにメーカーに打診しましたが、25馬力で対応できないという返事でした。35馬力から40馬力のトラクターなら大丈夫との返事でした。

のり面の作業も除草もできる機械は100万円くらいで購入できます。35馬力から40馬力のトラクターで中古を村民寄付で対応して、村民に貸し出すようなことはできないのでしょうか。メーカーや村民に打診して対処したのかお聞きいたします。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 2番目のご質問であります「村道の路肩に生い茂っている草の管理について」であります。

村道ののり面の管理についての点であります。先ほどもございましたが、昨年9月の議会でも質問をいただいている課題であります。

集落内においては、区ごとに行われております環境整備などに合わせて地域で対応していると思います。

集落外の水田や畑地の地区での農道や村道の路肩に草が繁茂している場合の対応についてであります。一般的には水利組合などが水路の管理とともに道路についてもそれぞれの組合の所有者の皆さんが共同の作業で対応しているケースが多いと思います。

ご指摘のとおり、高齢化の進む中で村内の道路や水路などの管理をどうするかは大きな課題となっております。

それぞれの質問項目、1については建設水道課長、2については産業振興課長からそれぞれ答弁をいたします。

○議長(大月民夫君) 宮澤建設水道課長。

○建設水道課長(宮澤寛徳君) それでは1番目のご質問の「路肩に面している部分の除草について村では今後どのように管理していくのか」の部分についてお答えをいたします。

ご質問は村道の路肩部分についてということで、道路敷に関しては村の管理になりますので、こちらで把握している箇所につきましては定期的に除草を行っています。また通行上危険な場所や支障となる箇所で緊急性のあるものにつきましては、ケース・バイ・ケースで対応している状況です。

以上です。

○議長(大月民夫君) 中川産業振興課長。

○産業振興課長(中川俊彦君) それでは2番目のご質問の「のり面作業とトラクターを村民寄付で対応し、村民に貸し出すことはできないか。メーカーや村民に打診をして対処したのか」ということについてでございますが、専用の除草作業機を活用した議員ご提案のその取組は手法の1つとしては非常に有効なものかと思います。

一方で、過去には村民の皆さんの自主性ですとか協働意識の高揚を目指しながら、薪割り機だとか、チェーンソーの機器の貸出しを行ってまいりましたけれども、利用者

の安全確保、それから機械自体のコンディションの管理の難しさから、やむなく中止をした経過がございます。それ以降は、そういう危険を伴う機械類の貸出しはしておりません。

本件につきましても希望者への貸出しとなれば、事情は同じでございます、機械メーカーとの折衝や具体的な実施計画の立案は直ちに行動に移せるものではないという判断がございまして、その後具体的な動きには至っておりません。

以上です。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 前回の質問の中で、農政分野と対処するとありますが、その農政分野と対処したという実績とか、その辺はどんなふうになっているのですか。

○議長（大月民夫君） 宮澤課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） 大きく分けると集落内の農用地ですとか、あと東原、大池原の農用地内の村道の路肩ですかね、そういったところに分けられると思うのですけれども、建設水道課の道路敷に關してのそういった問合せというのは、ここ1年間でも2件ぐらいしかございまして、多くは多分産業振興課に大池原、東原の耕作放棄地ですとか、そういったところのり面についてのお問合せがあったかと思いません。

そういったところは、もし建設水道課に、そういったところの部分での問合せがあった場合につきましては産業振興課におつなぎをして、農業委員会等で対応していただいている。そういった状況です

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 質問したときより大分今年のほうが増えているのです。そういうところは村として掌握しているのかどうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 今申し上げたとおりでございますけれども、特に今年は、私もつくづく思いますが、特に農道の、高齢者とか耕作放棄地にかかわらずですが、アカザやなんかはかなり大きくなっております。これは誰がということではなくて、当然関わる皆さん全体で意識していかなければいけないことだと思いますけれども、年々によって、そこら辺の変化がもしあるとすれば今年は特にまた注意喚起は必要かなと思います。

おっしゃられるような高齢者の農地ですとか遊休農地界限のところに関しては引き

続き個別の指導ですとか、注意ということになるかと思いますが、こういった年による変化については、農業委員会や何かでもまた話題にはしたいと思いますが、改めて農家の皆さんあるいは所有者の皆さんに注意喚起を図ってまいります。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 職員の皆さんご苦労して、歩道と遠石の部分の草を刈ってもらっているのですが、どうしても今の普通の草刈り機の歯だと残ってしまうのだよね、大分。

今私が持っているこのワイヤー付きの歯があるのですよね。こういうものだと、ちょっと砂利等は飛ぶのですが、根からそっくり行くのだよね。ぜひこういうものもあるということを調べてもらって、何か方法を取ってもらいたいと思うのですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 宮澤課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） 今、私それを初めて見ましたけれども、こういった使い方で効果があるのかというのは、また自分でも試してみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 私も質問するのに不安だったので四谷の歩道の割れ目とかそういうところでやってみたのですが、非常に良くて、根まで完全になくなってしまうのだよね。ぜひ検討してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） それと、一番これ村民が期待したところなのですが、機械を買って路肩の草が刈れるのではないかと期待したところなのですが、貸し出すと駄目だという話だったので、ぜひ村で買って、シルバー人材センターに委託とか、そのような方法でやったらどうかと思うのですが、職員が大変なのです。確かに路肩の部分をあれだけ刈るということは大変なので、これだと本当に10分もあれば刈れてしまうところ職員が30分以上2人でそれもやらないといけないという状況が続いているのを見ているので、ぜひその辺の検討をお願いしたいのですがどうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） いろいろと思案はしているところでございまして、有効な、身を結ぶためにどうすればいいかということは日々思案しておりますが、経費的な部分もございまして、体制の部分も非常に難しいものがございまして。

今おっしゃられたように、シルバー人材センターという言葉が出ましたけれども、当然あちらも業務の中で、ルールの中でやっていることでありますので、対応できる作業には限界も制限もございます。特にこういった形でもって重機ですとか機械を使う作業というのは今のところ多分やらないのではないかと思います。類似のことでもって問い合わせしたときに、「今こういう業務はやっていません」ということも言われたケースもございます。

ですので、個人への貸出しですとか、村だけでやるとかということには当然限界がございますので、これはちょっと時間かかるかもしれませんが、本当に深く考えなければいけませんけれども、こういったことをする仕組みを村の中で、あるいは団体組織も含めてですけれども、仕組み、機能をつくるということがもしできれば可能かなとは思っていますので、今のところ個人でとか、あるいは村単独でとかというところはなかなか難しいかなという考えであります。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） 村単独でも大変なようですが、職員が草を刈ったのはいけないと思うだよね。そういうこともあって人材不足等が出てくると思うので、ぜひその辺、村長どうでしょう。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） それぞれ今議論されている問題というのは、これからの本当に大きな課題になってくる問題ですし、今現にそういった問題が、山形村に限らずでありますけれども、こういう問題があると聞いております。

私も気になったものですから、よその地区の対応で1件問い合わせたというか調べたところもあるのでありますが、農家の方が、水田らしいのですが、そこを市道が走っている。市道敷の草が誰も管理しないものですからどんどん繁茂していく。それを市役所でどうすると言って何回も抗議したらしいのですが、市ではそれに困って一度刈ったと、1回だけ。その地区は特別扱いで、それを刈ったということなのですが、それでまたしばらくするとまた出てくるものですから、また市役所に電話したと。市役所では「いや、2回目の予算はもう当然ありません」ということで、そのままになってしまったという例の紹介の記事があったものですから、これからそういう時代になるのだらうと思います。

今、課長からも答弁申し上げましたが、行政でやるということは、要は税金でやるということですから税収が上がったり、それだけ歳入がある。それとも、よそから社

会保障費で持ってきてそこへ充てるのでといったら、それはできる話。でも、現実問題としていろいろな面で社会保障費も増えておりますし、使える予算というのは決して多くはないという状況の中で考えてみますと、山形村でしたら土地改良区であったり水利組合、また地域の皆さんが何かそれなりの工夫をしていく。

実際に作業する人は誰かということになるのですが、これも要するに目いっぱいそのお金を出してということになると、なかなか難しい面もある。だから、ある程度、有償のボランティアでそれを担ってもらえるようなそういう仕組みをつくっていくことが、これからということを見るとそこまで考えないといけないと思っております。

違う地区の話とか山形村ですが、東原の話ですけれども、ここについても道路敷を管理しない地区が出てきて、その草をどうするかという話で、これも大きな課題になっております。それは誰がやるかという話なのですけれども、理屈といいますか、村道になっているものですから、一応村がということになるのですが、そこをやるのでしたら全部やるという話になったら、これは億という単位の金になりますので、それはなかなかできないのが現状だというのが正直なところであります。これは土地改良区であったり、多面的機能支払交付金の制度であったりというところがリードして担っていくというのが、多分国が考えている考え方だと思います。

そんなこともありますので、その関係する土地改良区であったり水利組合へはこういった問題があるということは課題として投げかけてあるというのが現状であります。大きな問題でありますし、これから新しい制度をつくっていく話なものですから、一朝一夕にはなかなか行かないというのが現状であります。これからの大きな課題になるということを想定して考えていかなければいけないと認識しております。

○議長（大月民夫君） 竹野入議員。

○2番（竹野入恒夫君） トラクターにつける機械の点はどうでしょう。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 具体的にその今のトラクターの話ですけれども、これも実際どんな課題があるかなということで考えてみたのですけれども、先ほど課長も以前例えば薪割り機だったり、そういったところの失敗談というのですか、そういうことがあったと。リスクを誰が追うかという話になると思います。機械の故障が原因でけがをした。誰がその分を補償するか。誰の責任だということになると思います。

行政が多分そこまで責任を負うという制度設計をつくることは多分無理だということ

とだと思しますので、それを請け負う例えばNPO法人であったり、そういったものが受け皿として立ち上がってくればそれは可能だろうと思っております。

以上です。

○議長（大月民夫君） よろしいですか。

○2番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（大月民夫君） 以上で、竹野入恒夫議員の質問は終了といたします。

ここで質問者席交替の間、暫時休憩といたします。

（午前 9時43分）

○議長（大月民夫君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時44分）

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（大月民夫君） 質問順位2番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項1「地震災害に対する備えは」を質問してください。

新居禎三議員。

（7番 新居禎三君 登壇）

○7番（新居禎三君） 議席番号7番、新居禎三です。今日は地震災害に対する備えをお伺いしたいと思います。

先日、宮崎県沖にて発生した地震を受けて、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」が発信されました。各地において今後発生するかもしれない巨大地震について注意喚起が促されました。そこでお伺いたします。

1番目としまして、当村は地震防災対策推進地域には指定されていませんが、最悪の場合、震度5強以上が想定されています。村民に対しては村のホームページなどで注意喚起がされていますが、村として今まで以上の対策などを新たに考えておられるかお尋ねいたします。

2番目としまして、指定避難所でもあるトレーニングセンター体育館の空調設備やパーティションの導入などの対策強化をどのように進められるでしょうか。

3番目としまして、防災活動の中核となり得る人材として期待されている防災士資

格を職員で取得する制度を今年度より実施していますが、資格取得者による活動等どのようにお考えでしょうか。

4番目としまして、村民の住宅に対して耐震診断・耐震改修の補助事業を行っていますが、既に予定数に達して急遽1件追加募集がされましたが、さらに推進することはできないのか。また耐震改修については、今年度診断後、来年度の改修の補助となっていますが、その分はなぜそのようになったのかお聞かせ願います。

以上通告による質問とします。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 新居禎三議員のご質問にお答えをいたします。

「地震災害に対する備えは」についてであります。先ほどの質問にございました8月8日、宮崎県沖で発生した地震であります。気象庁は南海トラフ地震の想定震源域で大規模な地震が発生する可能性が高まっているとして「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表いたしました。大規模地震の発生が身近な課題であるということを改めて認識したところでございます。

当村の状況であります。ご質問の1から3までは総務課長、4については建設水道課長から答弁をいたします。

○議長（大月民夫君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） よろしくお願いたします。

まず1番目のご質問の「村民に対してホームページなどで注意喚起がされているが村として今まで以上の対策などを考えているか」というご質問であります。

先週、台風10号が迷走という形になって全国各所に大きな被害をもたらしたところあります。今年に入っては1月1日の能登半島地震、8月8日に日向灘を震源とする地震等、災害につきましては年々激甚化、頻発化しており、非常にこれからが懸念されているところあります。

村では地震災害だけでなく、風水害・雪害等の対策を盛り込みました「山形村地域防災計画」を令和2年度に策定しまして、それに沿った災害対策を講じてきたところあります。

近年進めてきた主な事業であります。指定避難所・医療救護所がありますトレーニングセンターや福祉避難所が設置される保健福祉センターへの公衆無線LAN整備、

地域防災の要であります消防団員の処遇改善、同報系・移動系行政無線のデジタル化等に着手してきたところであります。

本年度の事業であります、各地区の自主防災組織に対して例年実施しております資材整備補助金に加えまして、そちらの補助金の使い勝手が悪いという長年の話があった関係で、新たに育成補助金というものを設けまして、各地区で柔軟に活用できるよう改善を図ったところでございます。

消防団関連であるのですけれども、今年度から機能別団員を創設しまして、地域の消防力の強化を図ったというところであります。

災害が起こったときに一番重要になってくるのが情報伝達という部分であります。村では防災無線、防災メール、LINEの配信、ホームページへの情報掲載ということで多角的に情報発信を進めまして、国や県、村からの防災情報を正確・即発信できる体制を今後も継続しまして、住民の自助・共助につがるよう、防災対策を進めてまいります。

2番目のご質問であります「指定避難所でもあるトレーニングセンター体育館の空調設備やパーティションの導入など対策強化はどのように進められるか」についてお答えいたします。

トレーニングセンター体育館につきましては、昭和55年の竣工から44年が経過しているということであります。順次、設備については改修を進めているところであります。

最近の主だった改修であります、令和2年度に研修棟を含めたトイレ改修、令和4年度には排水管のルートを見直しまして、体育館東通路上にマンホールトイレが設置できるように改修を進めたところであります。

議員ご質問の非常に重要になってくる空調設備の部分でありますけれども、今現在、体育館には空調設備がないという状況で、こういった非常に年々温暖化が進んでいる状況の中で、もし避難が必要だということになると非常に困る状況ではあります。

ただ、なかなか受電設備などトレーニングセンター全体が関係してくるということもあって、そういうところの課題が出てくるのかなということがあります。費用的にもエアコンを設置ということになるとかなりの金額はかかってしまうということもあるのですけれども、そういった部分での課題もあるということではありますが、なかなかそのままというわけにもいかないものですから、今後研究を進めていきたいというところであります。

パーティションにつきましては、避難生活でプライベート確保に資する資材ということもありまして、今現在30セット、合計120区画分を確保している状況であります。

地域防災計画上では避難者1人当たりのスペースは3平米ということで定めてありまして、トレセン体育館の面積から積算すると644人対応できるというイメージではいるのですがけれども、通路のことを考えたりとか、諸事情を考えると、どうしてもその人数より下回っていくのかなということが想定されるところであります。

パーティション、段ボールベッド、シェルベッドにつきましては、今後も資材の調達を進めていくという予定であります。

3番目のご質問の「防災士資格を職員で取得する制度を今年度より実施しているが資格取得者による活動等をどのように考えているか」についてお答えいたします。

村職員の防災士の資格取得の状況でありますけれども、昨年度、今年度合わせまして4名の職員が取得したという状況であります。今年度は今後3名の職員が取る予定になっておりまして、こちらの養成研修については10月26、27日に行われるのですけれども、そちらに参加するという予定であります。

資格取得者による活動というところですが、今現在そういったまだ少数という状況であります。今後職員に対して取得の勧奨については引き続き行っていくところであるのですけれども、ただ持っているだけでは意味がないではないかというお話かと思うのですけれども、なかなかまだ取得まででとどまっている段階で、もうちょっと人数が増えてきたら、いろいろ考えられると思うのですけれども、今現在は特に活動していないという状況であります。ですので、実際災害が起こった場合には防災担当ではなくても地域防災力を担うという気概を持って防災リーダーとして災害対応にあたってもらいたいと思っております。

私からの答弁については以上でございます。

○議長（大月民夫君） 宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） それでは、4番目のご質問の耐震診断と改修の関係につきましてお答えをいたします。

4月の定例全協の新居議員の質問への回答でもお話しさせていただきましたけれども、今年度当初は無料の耐震診断2件を予算化しておりました。ただ、1月の能登半島地震の影響もありまして、4月の段階で耐震診断等への問合せが例年よりも多い状況であったことから、6月の補正予算で耐震診断の費用3件分を追加させていただきます。

ました。現在、4件のお申込みをいただいております。診断業務を委託しております長野県建築士事務所協会が進めていただいているところです。今年度につきましては、問合せ等が落ち着いている状況でありますので、今後の追加での耐震診断の受付を行う予定はありません。

耐震改修工事の補助につきましては、まず村が行う無料耐震診断を行うことが要件となっております。耐震診断から耐震改修工事までを年度内に行うのはスケジュール的に厳しいことから耐震診断申込み時にその後の耐震改修工事の意向をお伺いする中で、基本的には耐震診断を行った翌年度に耐震改修工事を行っていただくように案内をしております。

以上です。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） ご答弁いただきました。それでは、順を追っていきたいと思いますが、南海トラフ地震臨時情報は一応1週間警戒してくださいということで、その期間は過ぎたわけですが、気象庁も言われていますが、そうは言っても巨大地震の発生がないとは気象庁も「引き続き注意してください」という注意喚起はされていると思います。

そんな中で、私が特に聞きたかったのは、従来から当然、地域防災計画等で決められていますが、今回この臨時情報が出たことによって、従来の防災計画の見直しではないですが、進捗状況の点検等はされましたか。

○議長（大月民夫君） 篠原課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 特に行っておりません。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 気象庁も注意喚起されていましたが、各家庭においては例えば災害の際の備蓄品の点検や避難路の点検等をしませうよということで、再度意識してくださいよということで、注意喚起がされたと思うのですよね。そういう意味で村としては当然そういうホームページ等で臨時情報が出ましたよというのは山形村だけではなく県をはじめ、いろいろなところで出ていました。

ただ、情報を出すだけで、自分たちの足元、今やっている防災に対しての部分かどのような部分までできているかぐらいの点検ぐらいはしてほしいなと思うのですが、どうですか。

端的に細かい部分で聞いていきますが、役場の非常電源装置は、一部発電機等、装

備されていると思うのですが、これはたしか軽油による発電機だと思います。この発電機の燃料の備蓄といいますかタンクは大体容量として何日ぐらいもつのですか。

○議長（大月民夫君） 篠原課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 日数までは申し上げられないということで、申し訳ございません。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 村長もご存じだと思いますが、先般、東筑摩郡の議員大会で防災の研修をやったわけですが、昨今のいろいろ特に能登半島は地理的な部分がありますが、電気も従来は割と早くに復旧していたのです。そうは言っても非常用発電機も5日分ぐらいの燃料は確保しておく必要があるのではないかというお話でした。それに加え、私個人的に思うのは、燃料は軽油ですよ。当然1年に1回と点検等はされていると思うのですが、軽油も年月使わずにためているとどんどん劣化していくのです。分離してしまうのです。その辺、発電機の点検等はどのように行われていますか。

○議長（大月民夫君） 篠原課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 委託でありますけれども、年1回は点検をしていただいている状況であります。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） その際、燃料を入れ替るとかそういうこともされているわけですか。

○議長（大月民夫君） 篠原課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 詳細につきましては承知してなくて申し訳ございません。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） ぜひその辺も考慮して点検に加えていただきたいと思います。いざ使おうと思うときに燃料が分離していて発電機が動かないということになってはあってはならないことだと思います。

あと、仮に大きな地震が来て役場本庁舎の使用が難しいという場合に、代替りの対策センターといいますか、そういうところは当然考えておられると思うのですが、その辺はどのような体制になっていますか。2番目、仮に本庁舎が使えないときはどこに設置する。そこも駄目な場合は、3つ目ぐらいまでは私は必要だと思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（大月民夫君） 篠原課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 基本的にその役場が使えなくなるというのは想定していないというところであります。今、建物としては役場庁舎、トレーニングセンター、保健福祉センターとございます。ですので、順位づけも当然していないところでもありますので、そういったところも考えていかなければいけないのかなと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 当然考えていただかないと、例えば、そこで職員等が動かれる場合に非常用の食糧とかもそういうところに備蓄しておく必要があるわけで、ぜひ検討に加えていただきたいと思います。

あと、令和4年ですかね、制定された村の国土強靱化計画にも出ていますが、非常時の場合、山形村は例えば自衛隊、消防等のヘリポートとしてトレセンのグラウンドが指定されているわけですが、あそこは緊急時の車等で来られた方の避難所にも指定されているので第2のヘリポート、追加のヘリポートも考えていかなければならないと強靱化計画に出ていますが、その辺はどのようにされているのでしょうか。

○議長（大月民夫君） 篠原課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 基本はトレセンのグラウンドというところではあるのですが、そこが使用不能ということであれば、村内でありますと、アイシティに着陸のお願いというのですかね。以前にそういうことがあった経過はあるのですけれども、そういったお願いもしていかなければいけないのかなと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） その辺、当然お願いも含めてですが、きっちりどこかに明記しておいた方がいいと思います。

あと、一番心配するのは私は、上下水道管の耐震の問題ですよね。特に能登半島もそうですが、水道等の破損によってなかなか水道が復旧しない。聞くところによると珠洲の末端のほうには半年経ってもまだ完全に復旧していないようですが、その辺が以前にも私、質問しましたが、なかなか進んでないようですが、その辺は特にこの南海トラフではないですが、そういう情報が出て急ぐ必要があると思うのですが、その辺はどのようなお考えですか。

○議長（大月民夫君） 宮澤課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ご指摘のとおりだと思います。今年の能登半島地震の影響というのはとても大きくて、国もいろいろな地震対策ということを真剣に考え始めましたので、恐らくこの水道・下水道に関しましてもいろいろな補助金ですとか、

対応策をこれからどんどん出してくると思いますので、そういったところをきちんと見ていながら、現在の財政状況ではなかなか厳しいところがありますので、また今後の広域化というところも含めながら考えていきたいと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 今、課長が言われたように当然国も今回の能登半島地震を踏まえていろいろ対策がこれから出てくると思いますので、そういう補助金等も逃さないようにして、できるだけ早急に対応していただければと思います。

あと一番心配する部分ですが、今回臨時情報が出て村のホームページ、LINE等でも出ましたが、山形村内にも今外国人の方がかなりの数いらっしゃるのですが、そのような方に対しての情報発信は今回どのようにされましたか。

○議長（大月民夫君） 篠原課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 特段、特別な対策を講じたわけではなくて、ホームページ上にそういった注意喚起を出したというだけであります。

今後、ホームページ上でも多言語対応できるもの、そういう対応をしている市町村も中にございます。そういった課題、非常に山形も外国人の方が増えていることもありますので、そういった面でも考えていかなければいけないかなと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 今、課長の言われたとおり考えていかないと、この先村の外国人の様子はどうなるか分かりませんが、多言語に対応していかないといけないと思うのです。

前段で言いましたように、そういうところを、臨時情報が出た時点で、いろいろ考えてほしかったなと思います。情報を出しただけで終わっているのも非常に残念だったなと私は思います。

次に、2番目のトレセン体育館の問題ですが、先ほど課長の答弁から電源設備に当然変電設備から入れ替えないといけないので費用を含めて大変な部分があるということですが、ちょっと私調べたのですが、先ほども言いましたが発電機、石油ではないLPガスで空調を含めて発電機能のあるものがあるのですよね。LPガスは大きなバルクのタンクが要りますけれども、結構何年も劣化しないのですよね。タンクが破損しない限り、通常今の性能ならガスが漏れるということもないし、ということで。費用的にどのぐらいかかるか私そこまで調べていませんが、そういうことも検討課題として調べてみる価値はあると思うのですが、いかがですか。

○議長（大月民夫君） 篠原課長。

○総務課長（篠原雅彦君） そういった部分についても今後研究を重ねていきたいと思っています。今、民間企業との協定を進めていこうと考えております。そういった暖房の部分や冷房の部分、すぐどうのこうのと、なかなかできないところでもあります。そういった部分を助けていただけるといってお話がありまして、冷暖房だけではないのですが、そういった資材について提供という話を進めておりますので、今後、まずはその部分を進めていければと思っています。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 今、課長が言われたように、以前にも私、一般質問でしたことがあります。民間企業でもいざというときに、それこそ段ボールベットだとか、そういうものを提供いただけるところが結構ありますので、冷暖房はどうなるか分からないですが、特にLPガスは山形にLPガスを供給している大きな会社ありますよね。そういうところと相談してみるのも1つの手だと思います。ぜひその辺やっていたければと思います。

あと、先ほど答弁にもありましたが、パーティションを含めていろいろの備蓄をこれから増やしていくということですが、以前、同僚議員の質問でありましたが、いちいの里の備蓄品倉庫はどうなっているのですか。いまだにステージのカーテン裏に置いてあるわけですか。

○議長（大月民夫君） 古畑課長。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） 私からお答えをさせていただきます。

今のところ、いちいの里の中で決められた1か所にまとめられるような、防災倉庫的なものがないものですから、それぞれのところに分散しているという状況なのですが、昨年の村の実施計画で、防災用の倉庫を建てたいという計画を上げてございますので、すぐに採択というわけにはならなかったのですが、何年後にはそれを実行していきたいと考えております。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） なかなかテンポが、私の思うところになると進んでいかないのが事実で、そんなに防災倉庫も大金がかかるわけではないですし、幸いといいますかいちいの里はまだ土地も探せば幾らでもあると思うので、その辺ぜひ。トレセン体育館にしてもそうですよね。備蓄品が増えてくると、どこへ保管するという問題が出てくると思いますので、ぜひそういうのも併せて一緒にやっていたければと思います。

次に3番目の防災士を取得した職員の活動等もありますが、まず最初に聞きたいのは実際の防災訓練では役場の職員の皆さんもどんどん出てきて訓練に参加できるわけですが、現状職員の皆さんは、大震災があって1時間30分、1時間以内にどのぐらいの職員が招集できるわけですか。

○議長（大月民夫君） 篠原課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 今、村の職員も周辺の市村から通っている職員がかなりの数になっております。

昨年ですかね、ちょうど防災訓練のときに研修会を行ったのですけれども、そのときに実際そういうふうには、大きな地震が起きたときにどのくらい来られるのかという、今、議員、その時間は1時半とかという話だったのですけれども、そういった縛りがなくて果たして来れるのかという質問が出たのですよね。そうしたらかなりの数で登庁できないという状況でした。それを見てショックを受けたところだったのですけれども、避難所の開設がどうしてもメインになってくると思うのですよね。有事の際はそういう状況になるので、果たしてその職員の数を確保できるのかという、確かにそういう心配も出てまいります。

ですので、人数はどのくらいというのは申し上げられないのですけれども、どちらかという今、課長補佐以上は村内の在住者が多いのですけれども、そこから下の年代というのが、なかなかいないというところもあるので、今後非常にその部分が課題になるのかなと思います。しっかり具体的に開設にあたっての配置まで決められればいいのですけれども、なかなかそこまでできていない状況ですので、このことについても考えていかなければいけないと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） いざ災害が起きれば、現状は課長が言われるような状況になると思うのです。そういう意味で私は今回ここに書いたのですが、ある程度防災士は多少なりとも災害・防災に対する知識はあるわけで、当然職員の資格を持った人が増えていくことも重要だと思いますが、今回その活動等でどうされるか聞いたのは、ある意味そういう役場の資格を持った人たちが中心になって実際に山形の村民の中でも私が知っているだけでも何人か防災士を持っている人もいらっしゃいます。

そういう人も含めた中で、組織化して、いざ課長が言われたように避難所の開設または運営を役場の職員でやるというのは、はっきり言って実際に災害が起きれば無理です。その辺をいわゆる民間の村民の皆さんにやってもらう必要があると思うのです。

よね。

でも、いざ災害が起きたときに「さあ、あなたお願いします」と言われても困るわけで、そういう意味で資格を持った人たちがリーダーとなって、例えば区単位で何人か集めてもらうなりして、そういうところで研修等をやっていければなど私は思うのですが、どうですか。

それは役場職員全部が来て、みんなそういう知識を持っていけば一番いいのだけれども、そうは言っても全員が来られるわけではないし、そういう組織と言いますか、そういう形をつくって村民の中から災害が起きたときに助けて応援していただける人を増やしていくということが必要だと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 議員の言われるとおりでありまして、まずは職員の資格の取得者を増やすというところであります。ある程度、資格者が増えた中で、組織化をして、さらには村民の中から資格のある方も含めて組織をつくっていくということを研究していきたいと思っておりますし、ある程度自主防災会に配置ができるような中で地域の皆さんとコミュニケーションを取っていかなければいけないものですから、災害に遭ったときも、そういうことが非常に重要になってくるということが出ますので、この防災士というもので組織が村の中にできるような形の中で研究をさせていただきたいと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） ぜひそういう形で、どういう形になるか分かりませんが、組織化という、何とか会とか、そういう大それた形の組織でなくてもいいと思います。そういうことができるような体制づくりをぜひしていただいて、「避難所開設は地域の皆さんにお願いします」と言えるぐらいの形に持っていければと思います。

能登半島地震で役場から派遣された職員の方の中でもありましたよね。能登半島の避難されている方々もそういう知識もないし、だから自主的に避難所で動いてくれる人がないので、結局派遣された山形の職員たちが中心になってやるしかなかったとおっしゃっていました。そこなのですよ。

地域の住民が避難所開設した折にも動いてくれれば、よそから応援を求める必要もなくなってくるわけで、そういう体制づくりをぜひお願いしたいと思います。

防災士の資格もそうですが、私はその後もずっと会に入っているのですが、結構、新しいステップアップの情報も来るし、いろいろ研修会もあります。Zoomの研修

会もありますが、絶えず刻々とその防災に関する情報も変わってくるというか新たな問題等が出てきて対応していかなければ、特に役場なんかしていかなければならないと思いますので、そういうのもできれば自主的に資格を取った後も続けて受けていただければと思います。

それでは4番目の耐震診断・改修の部分ですが、先ほど答弁にありましたが、今年度受付をした耐震診断について4件受付をしたということですが、その辺の診断結果は全然まだ出ないわけですか。

○議長（大月民夫君） 宮澤課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） 今年度につきましては、建築士協会と7月に契約をしておりまして、今年度内の工期という形になっています。4件のうちの2件につきましては報告がございました。それから残り2件につきましてはまだ調査中ということだと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 私、いろいろ調べた中で耐震診断して、結果改修したいのだけれども、村の補助金については、この米印であるのですよね。毎年5月に広報にて耐震改修の募集をしますと、お申込みくださいですが、米印で予定件数に達し次第締め切り。それは予算があるので仕方ないでしょう。ただし、また前年度までに耐震診断を実施して住んでいる方が補助金を申請できるという部分ですが、先ほどタイムスケジュール的に難しいということでしたが、果たしてそれぐらいかかるのですか。

先ほど言われたその診断が終わった2件について、既に結果が出ているわけで、今年度中に工事も完工しなければいけないということですが、まだ来年3月末まで半年あるのですよね。この間に改修工事は間に合わないのですか。山形では改修に対する補助の受付を今していない状態ですが、仮に受付してやれば、半年あれば改修工事は終わるのではないのですか。その辺どうなのですか。

○議長（大月民夫君） 宮澤課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） まず通常に考えると順序としては、まずは今年度で考えるのであれば、今年度に入ってからまず無料の耐震診断を受けていただきます。これにつきましては今お話しした状況です。

現時点で結果が分かって、仮に倒壊する可能性が高いという結果が出て、改修が必要だと判定された場合には、今は9月ですけども、これから住宅の持ち主の方が工事店の方にご相談をされて、まず計画を立てると思います。その計画を立てていく中

で、その後、村に申請をしていただくわけなのですけれども、その後のスケジュールから行きますと申請を受けてから内容につきまして県で審査をしていただきます。そういう期間もございまして、その後こちらから問題なければ交付決定をして、施主の方と工事店の方が契約をして工事を進めていくと、そんな流れになると思いますけれども、工事が年度内といいますと3月31日までなのですが、それまでに工事が終わって実績報告を出していただいて、村からその施主の方に改修工事に対する補助金の支払いまでが済んでいなければいけないという、そういうスケジュールになります。それを考えますと非常に本当に厳しいスケジュールになります。

耐震診断のご相談を受けたときに改修工事の意向等も聞くことにしております。ですので、もし仮にそのお話を聞く中でスケジュール的に工事店の方と打合せが済むような、ある程度の打合せが済んでいてスムーズに行くということが確約できるのであれば年度内に診断と改修工事ということも可能かと思われませんが、ここまでの実績から行きますとなかなか厳しいというのが実情であります。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 先ほども言いましたが、前年度までに耐震診断をして翌年度に耐震改修という山形村はこの米印マークのついた追加に書いてあるのですよね。全部調べたわけではないですが、山形村周辺の近隣町村どこにもそんなことは書いていないところはなかったですね。

県も当然、補助金は国が11.5%、県が19.5%、村が19.25%の補助金ということになっているわけですが、県も当然枠があっていっぱいになれば受け付けられないのですが、今のところ県はまだ余裕がありますと。仮に今、課長が言われたように支払いまで済ます必要があるなら、取りあえず村で立て替えていただければ後ほど国県の補助は村へお支払いしますと県はおっしゃっていました。

大体、地震災害は予想ができないので、地震災害で亡くなる方のほとんどは家屋の倒壊なのです。先ほど課長もありましたが台風災害等々はある程度事前に分かる部分で避難所なり避難ができるわけです。ただ地震については今のところの技術では誰も、そういう意味で今回「南海トラフ地震臨時情報」が出たのかもしれませんが、なかなか予想ができない部分で、耐震改修するにしても、できるだけ早くやったほうが良いと思うのですが、なかなか山形村はそういう意味で悠長な考えかなと私は思うのですが、どうなのですか。

今朝の新聞にも出ていました。塩尻市は新たに耐震診断、9月議会で補正予算を組

んで100件追加。従来、元々の予算は30件だったのはあまりにも多いので100件追加予算を組みましたと新聞に出ていました。

なおかつ、塩尻市は市がやっている耐震診断でなくても改修に対して受け付けるのですよね。それなりきの機関が耐震診断をした部分であれば。山形村の場合は村が指定した耐震診断を受けなければいけないのですが、結構その辺は多くのところはそうしていますが、それにしても、結局村の「耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」は令和3年に制定されていますが、この計画は7年度までなのですよね。今年診断を受けた方が7年度になって改修工事をして、それで終わりですよね、計画上で行くと。当然引き続きやるのだらうと思いますが、今年だって既に、さっき課長、追加の診断を受付、問合せもあまりない中で、今のところ追加する予定はありませんということでしたが、8月11日のホームページを私コピーしたのですが、この時点で「無料耐震診断は予定数に達したため締め切りました」ということですよ。ということは、追加予算がなければ来年しかないということですよ。来年5月1日から受付して。

そうすると、このままの規定で行くと改修工事では令和8年になってしまうわけですよ。耐震改修計画は、計画にはちゃんと地震災害がいつあっても分からないから促進しますと書いてある割に、なかなかやっていることが、「所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備をします」と書いてある割に、なかなか環境の整備できていないのではないかと思うのですが、いかがですか。その辺、村長のお考えをお聞きしたいと思いますが。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご指摘の件であります。私もこの件について、そんなに詳しく承知していないところもあるものですからあれですが、今、よそのといいますか、塩尻市の例が出ておりました。確かに今年の1月の能登半島地震、また南海トラフのこういった件もありまして、耐震に対する需要というのは増えてくるだろうということが思われます。

ただ、私のところにそういった、急にそれが高まったというような、あまりそういう情報も入ってこないものですから、これは私のアンテナが低いということもあるかもしれませんが、と感じております。その原因というのは都市部と農村部の違いもあると思います。

山形村も都市化している、そういった、ほとんど都会と変わらないような景観といいますか、そういった地区も当然あるわけですが、農村部といいますか、昔か

らのところにしてみれば、耐震というものに対する備えというのですかね、それも多分地震に対するダメージの受け方が違うということも確かだと思います。

この辺は村民の皆さんにどういう需要があるかというところをもう一度今提起された課題については検討させていただき、もし対応する必要があるとすれば、早急に対応したいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（大月民夫君） 新居議員。

○7番（新居禎三君） 今、村長が言われたように、元々なかなか山形ではそういう意識がなかったという部分はあるかもしれませんが、ここへ来て能登半島地震に始まって、地震災害もこの間の宮崎県沖の地震ですかね、いろいろ起きているわけですね。そういう意味で当然山形の人だって自分の家が昭和56年以前の建物なら心配になってくると思うのです。

そういう意味で、先ほど課長の答弁、最近電話等の問合せもあまりないのでということでしたが、ホームページに「もう受付締め切りました」と書いてあれば、問い合わせしても無駄かなと思ってしまいますよ。

意識調査をやるのも大変ですが、ぜひそういうことを考慮して例に出した塩尻市は当初予算30件だったのを一気にここで100件また増やすと。それだけみんな首長自身も危機意識を持っているのではないかなと思うのですが。ぜひそういう意味で一步でも村民の不安を早く解消するような方策ができるように今後とも進めていただければということで私の質問を終わります。

○議長（大月民夫君） 以上で、新居禎三議員の質問は終了いたしました。

ここで休憩を取ります。この時計で10時50分再開ということで、お願いいたします。

休憩。

（午前10時39分）

○議長（大月民夫君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時50分）

◇ 春 日 仁 君

○議長（大月民夫君） それでは、質問順位 3 番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項「中学校の部活動地域移行について」を質問してください。

春日仁議員。

（1 2 番 春日 仁君 登壇）

○1 2 番（春日 仁君） 議席番号 1 2 番、春日仁です。

中学校の部活動地域移行について、質問をさせていただきます。

教師の働き方改革の一環で、中学生の部活動地域移行の推進を国が提言したことで各自治体では、部活動の地域移行に関する検討が進められています。

7 月の組合議会では「鉢盛中学校は学区が広域のため統括コーディネーターを独自に配備し対応にあたる」との報告を受けていますが、保護者からは不安な声が多数寄せられているのが現状です。

そこでこの地域移行について村教育委員会のお考えをお聞きします。

質問、鉢盛中学校の「統括コーディネーター」配備の進捗状況についてお聞きします。

質問 2、鉢盛中学校で配備する「統括コーディネーター」を中心に地域移行を目指すと思いますが、村教育委員会も積極的に検討を進めることが必要だと考えます。

村既存の、文化・芸術・スポーツ団体への中学生受け入れの働きかけ、指導者の育成、活動にあたっての施設の提供などどのようにお考えかお聞きします。

以上通告します。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 「中学校の部活動地域移行について」のご質問にお答えいたします。

鉢盛中学校では、令和 6 年 2 月に松本市が策定した「松本市部活動地域移行推進計画」に順じて令和 7 年度末までに休日部活動を、令和 8 年度には平日部活動も段階的に地域移行することを目指しています。なお、地域移行にあたっては様々な課題があることも認識をしております。

中学校の部活動移行について 2 点のご質問をいただきました。1 点目の「鉢盛中学校の統括コーディネーター配備の進捗状況は」と 2 点目の「村既存の文化・芸術・スポーツ団体への中学生受け入れの働きかけ、指導者の育成、活動にあたっての施設の提

供など、どのように考えているか」につきましては、教育次長がご答弁を申し上げます。

○議長（大月民夫君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢洋史君） それでは1点目のご質問の「鉢盛中学校の『統括コーディネーター』配備の進捗状況は」というところからお答えさせていただきます。

教育長も申し上げましたけれども、7月19日に開催されました松本市・山形村・朝日村中学校組合議会の第1回臨時会において、その後の議員協議会で部活動の地域移行について実質的なその推進役となる「総括コーディネーター」を独自に配備する旨のご説明をいたしました。

鉢盛中学校は学区が広いため、送迎にかかる移動時間や費用負担などを考慮し、鉢盛中学校を会場とするなど、身近な場所での地域クラブ活動が望まれます。地元での活動を促進するため、鉢盛中学校を会場としたクラブや地域クラブの運営支援の調整役となるコーディネーターを中学校組合独自で配備する「鉢盛モデル」の体制構築を目指しております。

この進捗についてであります。 「総括コーディネーター」の業務は生徒が希望する活動とのマッチング、指導者の確保、各クラブの運営面のマネジメントなど多岐にわたり高い資質・能力が求められると考えております。こうしたことを踏まえ、組合教育委員会では、コーディネーターの任用に向け、現在具体的な労働条件等について調整し、予算化を検討しているところでございます。

2番目のご質問の「村既存の、文化芸術スポーツ団体への中学生の受入れの働きかけ、指導者の育成、活動にあたっての施設の提供などどのように考えているか」というご質問についてであります。 既存の文化・芸術・スポーツ団体への働きかけは必要であると考えております。また、地域クラブの育成に関する仕組みづくりも今後必要になってまいりますので、近隣市などへも連携をしながら、多様な選択肢を整えていきたいと考えております。

なお、指導者の育成につきましては豊かな人間性や社会性、人権感覚、そして総合的な人間力を備えた指導者として資質を高めることも必要です。そこで近隣市等で開催される指導者資格取得研修などを機会に積極的に参加を促していきたいと考えております。

なお、部活動にあたっての施設提供については、今後は鉢盛中学校の活動に限らず積極的に施設の開放を研究していきたいと考えております。いずれにしましても、鉢

盛モデルの進捗状況を踏まえながら、村内の関係者の皆様に部活動の地域移行に関する説明や地域クラブに対するご理解・ご協力をお願いしていくことが必要だと考えております。

以上です。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） ご答弁いただきました。私、「統括」と言っていましたが正式には「総括」ということで、訂正をさせていただきます。

こちらの「総括コーディネーター」に関しましては、ご答弁のとおり7月19日、ある程度、組合議会では報告を受けたわけではありますが、それでもまだ先行不透明な点もありまして今回質問をさせていただいております。

鉢盛中学校には毎年200名を越す中学生が山形村からも通っております。村の子どもたちの部活動の場を今後どうしていくのかということも、保護者の方は大変心配しておりますので、そのような形で今回は質問させていただきます。

まず「総括コーディネーター」でありますけれども、こちらはマネジメントもというようなことで今答弁いただきました。具体的にこの総括コーディネーターさんの役割の中でのマネジメントの部分は、どこまで行うのかといいますか、のことを指しているのか、お聞きします。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） この「総括コーディネーター」につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、子どもたちの望みが叶うような部活動の指導者の掘り起こしも含めてですけれども、そういったこと。それから特にこれからは外部の指導者の先生方が入るようになるものですから、そういった方たちへの報酬の支払い、そういったものも、このコーディネーターのほうでやっていただくといったところで、ただ単に部活動の管理だけではなく、施設の調整から始まり、かなり多岐にわたる部分でご活躍いただくと想定しております。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 中学校からは部活動がいづれなくなっていくわけですがけれども、このコーディネーターは中学校に配備といいますか、その辺はどのようなようになっていきますか。お聞きします。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） コーディネーターさんの居場所ということでよろしいかと

思いますけれども、部活動がこれからは中学校から離れたところで動いていくという形になります。

今考えておりますのは、中学校にはコーディネーターは置かず、松本市・朝日村・山形村のいずれかのところでコーディネーターが設置されると考えております。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） そうなると、教育委員会内というイメージなのかなと思いますけれども、松本市ですと今井地区の場合は公民館なのかなと思いますけれども、そうすると山形村か朝日村のどちらかにということになると思います。まだその辺は決まっていないということよろしいですか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 松本市からの要望は朝日村また山形村で設置をお願いしたいと、立地的な条件もあるものですから、そういうことでお聞きはしておりまして、まだ最終的な調整までは至っておりません。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 山形村の生徒数が一番多いものですから、多分山形村が一番いいのではないかなとは思いますが。教育委員会は半分そのぐらいの腹積もりでいるかとは思いますが、このコーディネーターですけれども、かなり本当に多岐にわたることを運営してかなければいけないわけでありまして。ある程度人材というのは絞られてきているのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） まだどなたかには、どういった方にといったところも含めて、まだ未定というところであると思います。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 内容的にはかなりこの方ということのもかなり難しいのかなという印象を受けております。

例えばですけれども、朝日村さん、もしくは山形村教育委員会で職員がコーディネーターを担うという、そんなようなことは。最終的にはそれも考えなければいけないのかなとも思います。

どこでどうするのだということになると思いますけれども、組合への出向という形になるのか、その辺は分かりませんが、最終的に職員さんがしっかりとこれをやらなければいけないのかなと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 仮に事務局が朝日・山形いずれかに置かれた場合においては、コーディネーター自体は外部の方をお願いする予定で組合として予算化をするということで、今話は進んでいます。

ただ、報酬のお支払いですとか、そういった財務的な部分のこともありますので、置かれた村としてはかなり支援といいますか、一緒にやっていくということで、業務的にはそんなような内容になるかとは思いますが。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） それでは、地域移行のスケジュールについても確認をさせていただきたいと思います。

令和7年度、休日の移行になります。その後、令和8年度は段階ということになっておりますけれども、具体的にどのような、4月で終わりなのか、それとも今の1年生が3年生になったときに平日も移行になりますので、各種大会が終わってからという措置が取られているのか、そこら辺はどのようなになっているのかお聞きします。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 担当者レベルの打合せの中で中学校も入っていただいた打合せの中では、令和8年の夏の大会、今の1学年の生徒さんがいわゆる最後の大会と言われるところまでは今の形で動かしたいと中学校からのお言葉をいただいています。

その後も多分全部の部活動が全て平日移行、指導者も含めてそれが構築できているかというところは疑問なところもあるものですから、そこら辺は段階的にという表現の中で含まれるものと思っております。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 夏の大会ということで今答弁いただきましたけれども、この大会自体というのはどんな方向性かというのは情報として入ってきていますか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 今、中学生が主に出ているのは中体連と言われる大会になるかと思っておりますけれども、この中体連の関係については、国のガイドラインですとか県のガイドライン、そういったものに沿った中で動かしていただいているものと解釈をしています。

どうしてもこれがクラブ活動化すると、このガイドラインに沿えない場合も出てきってしまうと思うものですから、そういったところについてはまた大会の出場要件の中

で謳われるものと解釈をしています。

あと、それぞれ競技によっては国でも中体連が進んでいって最終的には全国の大会になるのですけれども、そういった種目についても、絞り込みと言いますか、そういったものも計画をしているということは情報としてありますので、今の現行としては大会は中体連に沿ったものはガイドラインに沿っていればその中体連的な大会には出られるといったことで理解はしています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） そのガイドラインですけれども、中体連や何かですと1週間の練習時間とか、そういった規定みたいのがありますよね。そうすると村外といいますか学区外にあるクラブチームや何かはその条件を満たさないものですから、それには出られない。中体連に出るには週何時間という練習時間を守ってれば今後も出られるのではないかなという解釈をしますけれども、確かそういう規約がありますよね。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 基本的には週に11時間という規約がありまして、平日であれば1日はお休みと言いますか、空きを取なさいと。土日についても3時間が上限で、土日いずれかは休みを取るといった内容になっていて、足し上げますと11時間以内といった形になると思います。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 大会に関しまして、今この場で村行政が答えられる部分ではないと思いますので、この辺でこれ以上はお聞きしませんが、この部活動ですよ。次長にお聞きしたいのですけれども、次長も部活動はスポーツ系だったと存じております。次長にとって部活動の時間というのですか、活動というのは何だったでしょうか。何だったでしょうかという聞き方も変ですけれども。

私も中学のときにバレーボールをやっておりました。私の学校は1学年50名しかいなかったものですから、大変小さい学校で、バレー部しかなかったです。体も小さかったですけれども、3年間通してバレーをやって、いまだにいろいろな思い出もありますし、そのときに忍耐力が多少ついたかなという気もあります。その場で結構輝く友人というのもいまして、クラスではちょっと目立たなかったけれども、部活でしっかり目立って存在感をアピールするような、そんな友人もいました。

次長にとってこの中学の部活というのはご自身どうだったですか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 全くの主観でと解釈いただきたいのですが、私も今おっしゃられたとおり、スポーツの部活動させていただいて、授業では習えない、仲間に対する思いだとか、我慢だとか、あとは勝ち負けがどうしても生じるものですから勝ったときの達成感、自己肯定感といったものが得られる大切な場だったと解釈しています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） そうなのです。その時間が今奪われようと、なくなってしまうという、ちょっと危機感といいますか、感じております。

中学の部活はどんな位置づけなのだろうということで、そもそも例えばスポーツ系ですと野球だとかサッカーだとか、ある程度高いところを目指す生徒というのですかね、子ども。それから高い技術を求める。そういう子どもたちははなからクラブチームなり学区外のチームに行きます。

そうでないお子さん達というのは、9割は超えると思いますけれども、何かそこまでの、それには親の理解も必要ですし、金銭的なこともあるでしょう。クラブチームに通うには送迎的な問題もあるでしょうということで中学校での部活というのは、その子たちにとってすごくちょうどいい活動の時間だったのだと私は思っております。この時間がこれから奪われてしまうわけですよ。そうすると、放課後の子どもたちの居場所というのがなくなってしまう。

中学校の部活で存在感をアピールしている生徒もいますし、この子たちがこれから、こういった場を失ってしまうのはどうだろうと思います。このちょうどいい時間がなくなってしまう、この時間をどうこれから地域がつくっていくかというのがすごい課題になると思いますけれども、このちょうどいい時間がなくなる。学区外のクラブに入ればいいではないかと言いますけれども、そうではない、ちょうどいいこの時間が子どもたちには必要なのです。その辺はどう思われますか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 議員のご指摘のとおりだと思います。

本当に授業が終わって、少し時間を開けて部活動が始まり、部活動の仲間と共に時間を過ごすというのは本当に中学生にとっては大切な時間だと思います。

本当であれば、地域移行をした後も、そういった形で学校の授業が終わった後に、地域の指導者の方々がその活動の場に入っていて、そのまま活動できる今の形と同じような形で動いていけるというのが理想だと思います。ただ、地域の指導者の

皆さんとなると、どうしても年齢的にはお若くなると思いますので、どうしてもお勤めもお仕事もあるという環境もあるかと思っておりますので、なかなかそれが叶わないといったところになると思います。

そういったところを含めて、今、進捗といいますか、なかなか二の足を踏んでいるというのが現状だと思っておりますけれども、地域の皆様のご理解をいただきながら、なるべく子どもたちが、そのちょうどいい部活動といいますか、そういったところに行かれる、または全く新しい新たな活動を始められる、そんな環境を整えるのが私の仕事かと思っております。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 地域でのクラブチームですとか、受入れが必要になってくると思うのですけれども、今、次長の答弁にもありました指導者が仕事を持っていますと、夕方ないし夜の活動になってきてしまう。そうするとこのちょうどいい時間が夜間にずれ込んでという、またこれもちょっとどうなのだろうかという思いもあります。かと言って、例えば自営業ですとか農業をされている方が時間を工面してと言っても人数的にはかなり絞られてしまう。

私も村内の団体のコーチの方、友人がいますので、中学生の受入れはできないかなということで聞いてみました。やはり指導者、コーチの数が足りないなということで受け入れたい気持ちはあるけれども、ちょっとまだな、という話でありましたので、その辺もしっかりその地域での活動されている方々と協議をしてかなければいけないのかなと思いますけれども、この辺、教育委員会として積極的に村内、各団体と協議をしていただきたいと思うのですけれどもその辺はお気持ちとしてはどうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 受け皿となる可能性のある地域の皆さんの活動の皆さんでするので連携はしっかり取って情報も密に交換をしなければいけないと思っております。

遅くなってしまったのですけれども9月下旬に、スポ団それから文化団体の皆さんを1回集めさせていただいて、そこには朝日村の同じようなスポーツ・文化の活動をしている皆さんも一緒に、松本市の担当者も来て、松本市の中で既に中学生が登録をして活動している団体さんにも声をかけさせていただいて、一度この地域移行についての、まずは制度の説明をさせていただいて、中学生の受入れ態勢が取れるかどうかといったところも含めて、ご説明させていただく機会を設けるといった予定であります。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） よろしくお願ひしたいと思ひます。朝日・山形だけでなく恐らくこの子どもたちのちょうどいい時間という自転車で通える範囲内が想定されると思ひます。朝日、山形、松本市で言ひますと波田それから神林まで入るかなと思ひます。今井地区もそうだと思ひますけれども。

ここら辺まで広域に物事考へていかなければいけないのかなと思ひますけれども、波田ですとか、そこら辺の要は朝日以外とのその連携と言ひますか、協議というのはお考へではないでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 今、事務局レベルで1市2村で調整をさせていたひている中では、お声かけをする団体についてはそれぞれの市村で考へましようということに今させてもらっています。

松本市さんに聞いたところによりますと、今井地区が主なものですから今井の公民館で掌握をしているそういった団体で松本の市教委でどんな団体に声かけするかというの判断していただけると聞いています。

波田については、既に鉢盛中学校の在校生が登録をされて活動されているクラブもあるというのをお聞きしたものですから、そこにはもちろんお声かけをさせていたひたりですとか、松本市さんにも今、議員からおっしゃられましたので、広くお声かけをいただくようなことで働きかけをさせていたひきたいと思ひています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 広域で取り組めるところはしっかり取り組んでいたひきたいと思ひます。

それから、指導者の育成ということで、講習会や何かにとひいうことで先ほど答ひいただきました。丸々ハラスメント、要はパラハラですとか今テレビで散々取り上げられています。この辺はしっかりと実施していただひきたいと思ひます。

あと、指導者ですけれども、そういった講習会というの教育委員会と言ひいますか村でその予算的なものは持つとひいうことで、指導者個人負担というのはないような、そんな考へでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 松本市さんは既にこの9月からだと思ひますけれども、その新たに「松チャレ」と称するのですけれども、中学生の地域移行の団体さんを立ち

上げるにあたっての創設補助金ですとか、あとその指導者に関する資格取得に関する補助金という制度を設けていらっしゃると思います。

山形、朝日はまた別の自治体になるものですから、また内容を参考にさせていただきながら、それぞれで補助金の要綱設置なりをして、これから支援をできればいいかなというところで事務局としては考えています。

どうしても指導者の資質というところが本当に村単位ではなかなか難しいところであって、これも大きな課題になってしまうものですから、動き出すにあたって、その指導者はどうするか。指導者の資質の担保というのはどうするかというところは松本市さんにご相談しながら、松本市さんの制度に乗せていただいて一緒に考えていくといったのが現実的かなと現段階では考えています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 今、その指導者の教育という部分で予算を各自治体ということになりましたけれども、組合ではなくて、各自治体での予算化というお考えということでもいいですか。

○教育次長（藤沢洋史君） 各自治体で予算化をして、それぞれの要綱でルール化をさせてもらって、それによって支出をしていくといった形になるかと思えます。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） あと心配されるのが、スポーツ系はある程度、村外もしっかり見れば見当たります。文化系・芸術系ですよ。この辺に関しては村にもアンサンブルの団体があつたりですとか、歌ありますよね。合唱か、ありますね。小学校は金管バンドで、そこから先がまたなくなってしまうということもあります。

ここら辺の団体にどうしても部活というとなんとなくこうスポーツ系が目立ってしまうのですけれども、文化系もしっかり取り組んでいただきたいなと思えますし、例えば遠隔で指導というのも今、文化系ではあるそうです。遠くの先生がトランペットの吹き方だとか、そういったのも教えるようなこともできるみたいですので、その辺の研究というのも進めていただきたいなと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 文化系の地域移行というのは松本市でも今本当に苦勞をされているようです。

例えばの話なのですが、吹奏学部となりますと、例えば楽器の管理はどうするかとか、会場で置きっぱにできるのかとか、いろいろなことが課題として挙げられていま

す。今までは学校の中で管理ができたものですから先生のほうで管理をしていただいて特定の場所に置けば管理ができていくという話になると思うのですが、例えばその道具を持ち出した場合に、その所管はどこになるのかとか、紛失した場合の責任はとか、そういう話になっていってしまうと、なかなか難しいところがあると聞いています。

村内にあります各種文化系の団体においても9月末の説明会にご案内を差し上げて、ご意見も忌憚なくお聞きをしながらということになると思いますし、松本市さんも今、苦戦はしているようですけれども、楽器だとかそういったものに関してなかなか管理ができないとなると、また別の方法といたしますか、先生方が兼職兼業といった形で指導を続けていただける形が取れるかどうかとか、そういったことも含めながら研究は必要かと思っています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） 私も組合議会のときに同じような質問をさせていただきましたけれども、楽器が壊れたときの更新はどうするのだとか、古くなって新しくするときどこが持つのだろうというのは、今すごく疑問といたしますか、今までですと学校側で用意できたもの、これはスポーツ系もそうですよね。ボールもそうですし、例えばバレーボールであればネットもそうですし、そういったものも今後どうやって更新していけばいいのだろうか、地域移行した後は全てその団体に任せてしまうのか、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 両方とも共通していることだと思いますけれども、言うなれば運営費的なものはそのクラブに在籍するご家庭でご負担をいただかなければいけないという形になるかと思えます。そういったものの中でやりくりをしていくという形になるかと思っています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） まだ来年・再来年から段階的に平日もということですので、現時点では、いろいろなまだ先が見ていない部分もあると思います。その中でしっかりお答えをいただきました。ありがとうございます。

またこの地域移行に関しましては、今後も進捗がありましたら議会でも報告していただければ助かります。また保護者への説明もしっかりとさせていただきたいと思えますけれども、来年度の中学、今の小学校6年生の保護者向けの説明会というのも秋か、

12月、11月ぐらいにあったかと思いますが、その辺ではどこら辺まで地域移行に関して説明ができるのかお聞きします。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 保護者の皆さんへの説明というのも本当に大きな課題だと思っています。

直近でいいますと9月13日になりますが、今の鉢盛中学校で活動されている鉢盛スポーツ文化活動運営委員会というのに、学校主催なのですけれども、こちらにご案内をいただいていますので、そちらの方で1市2村の担当者として参加させていただきます。その中で地域移行の関係の説明をさせていただき、意見交換をいただくといったようなところが1つ。

それから今、議員おっしゃられました来年の新生の皆さんへの学校説明会が11月上旬に予定されています。ここに本当でしたら全て、こういうクラブがあるよというところまで説明できれば一番理想なのですけれども、今のスケジュール感でいいますと大変難しい話だと思っています。お話できる範囲ではお話をしますし、こういった地域クラブが立ち上がる予定だよというところまで話が詰まっている部活があれば、1市2村の中で共有して公表していければと考えています。

○議長（大月民夫君） 春日議員。

○12番（春日 仁君） しっかり保護者には説明いただきたいと思いますし、今後も進捗によって、しっかりと保護者へもそうですし、住民の方にも報告をお願いしたいと思います。

私からは質問が尽きましたので、まとめさせていただきたいと思いますが、またこの地域移行に関しましては、子どもたちが弾かれてしまっているなという印象です。国もそうです。各自治体もそうです。子どもが真ん中という政策を謳っている自治体は多いです。でも、この地域移行に関しましては、子どもたちはどこにも見えません。本当に弾かれてしまったような状態であります。

これも何年かすれば、こういうものだということで、世の中慣れていくとは思いますが、このちょうど変わる時期というのは一番大変なことだと思いますし、放課後の子どもたちの居場所をどうすればいいのか。部活に変わるようなもの、地域で同じものが用意できるのか、できなければ、どこで子どもたちが居場所をつくれればいいのかということも含めて、今後しっかりとご検討いただきたいなと思います。しっかり子どもを真ん中に置いて考えていただければなと思いますので、よろしくお願

いいいたします。

私からは以上です。

○議長（大月民夫君） それでは以上で、春日仁議員の質問は終了いたしました。

それでは、質問席交替の間、暫時休憩します。

（午前 11 時 26 分）

○議長（大月民夫君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 11 時 27 分）

◇ 上 條 倫 司 君

○議長（大月民夫君） 質問順位 4 番、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項「山形村の農地は守られているのか」について質問してください。

上條倫司議員。

（10 番 上條倫司君 登壇）

○10 番（上條倫司君） 議席番号 10 番、上條倫司です。

山形村の農地は守られているのか。

山形村で農業を行う中で今感じていることは、農業を行う上で環境が悪くなってきています。農家同士だと昔ながらの「お互いさま」という言葉がありました。多少のことは目をつぶる。そうして解決してきました。この頃は突然隣の畑が草ぼうぼうになったりします。雑草の飛散種子が多くなり、農業がやりにくくなっています。

農業者から言うと農地は虫食い状態がますます悪くなっています。農家と住民とのトラブルがあると聞きますが、今、村は何をすべきか伺いたい。

質問 1、農業後継者としての地域おこし協力隊の受入れはどのような考えか、伺いたい。

2、役場（行政）が行っている農業後継者の育成とは、どのようなことをしているか伺いたい。

3、農業センサスからの山形村の方向性はどのようになっているか伺いたい。

4、農家と住民との間にトラブルがあると聞くと、どのように対処しているか伺いたい。

5、雑草の飛散種子対策を取ってもらいたい。

以上ですが、よろしくをお願いします。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 上條倫司議員のご質問にお答えをいたします。「山形村の農地は守られているのか」というご質問であります。

今、地球規模での環境問題が大きな課題の1つとなっております。

農地を守るためには、環境問題に配慮しながら、非農家との調和も図りながら、収益の上がる持続可能な農業を行うことが農地を守ることの1つの要件だと思います。

それぞれの質問項目につきましては、産業振興課長から答弁を申し上げます。お願いいたします。

○議長（大月民夫君） 中川産業振興課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） それでは1番目のご質問の「農業後継者としての地域おこし協力隊の受入れはどのような考えか」についてであります。地域おこし協力隊は都市部から地方に移り住み、その地方の発生化や地域課題の解決に向けた様々な取組、支援などのいわゆる地域協力活動を担いながら本人の定住・定着を目指す国の制度であります。

農業分野においても、その活躍の場は全国で多岐にわたっているようでありまして、本村におきましても遊休農地の解消、活用を主題として、これまでも何人かの若者が自分で設定したミッションに取り組んで来ていただいております。その趣旨からは単純に農業後継者の育成のみを目的とした採用にはなじまないものだと認識をしているところです。

2番目の「役場が行っている農業後継者の育成はどのようなことか」についてであります。

まずJAや県の農業農村支援センターとサポートチームを組んで国や県の新規就農支援の受入れ窓口として連携しながら就農者の営農の相談あるいは就農計画の作成のお手伝いをしたり、村独自としては、村には農村青年会議という組織もございますが、若い農業者の皆さんに研修とか情報交換の場を提供したりといった取組を行っております。

ます。

次に3番目「農業センサスからの山形村の方向性はどのようになっているか」という質問です。

ご案内のように農業センサスの結果というのは、いろいろな数値が公表されます。それをどの部分を切り取るか、どのように分析するかは活用の目的によっても当然違ってまいります。ただ、山形だけではなくて全国的に農家数の減少は著しい状況でありますので、今後、当面山形村の農政の主要な課題となるのは持続可能な経営体の確保を、村を挙げて行っていくことではないかと考えております。

4番目「農家と住民との間にトラブルがあると聞くがどのように対処しているか」についてであります。

その多くが住宅地や生活道路が農業の生産エリアと混在、あるいは隣接する環境を背景に起こる問題かと思っております。直接個人同士のトラブルに役場が介入して直接対応していくということはあまりありませんけれども、電話ですとかEメールなどで寄せられる声というのは、スプリンクラーの水が一般の車両や通行人にまでかかっているということとか、農作業で畑の土が大量に道路に持ち出されたまま、そのまま放置されているようなこと。それから圃場での残渣の焼却のことなどが話としては目立っております。

こういうことに対しては営農上やむを得ないと思われることもありますので、そういうことに関してはそういった説明もしっかりさせていただいておりますし、一方で度を超えて周囲の配慮や改善が必要な場合も散見されますので、内容によっていただいた電話で農業環境の事情をいろいろと説明をさせてもらったりだとか、現場を確認した上で当事者に自重を促したりといった、個々の対応をしております。

それから次「雑草の飛散種子対策」についてであります。圃場によっては雑草が繁茂したまま、それこそ背丈以上に大きくなっているようなところも見受けられます。ただ当然、これは個人の責任において管理すべきものでありますので、行政の対策というよりもまずは周囲や関係者などの声もお借りしまして、当事者に直接的に注意をする、改善を喚起するということが原則であると考えております。

以上です。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） ありがとうございます。

一番の対策というのは収益の上がる持続可能な農業を行うことが農地を守ることの

1つの要素だという、ここに尽きてくるのではないかと思うわけですが、草を高くしておくとも迷惑かかるっきりで全然お金にもならないし、大変なことだと思うわけです。

まず1番目の質問ですが、地域おこし協力隊ということで3名、農業関係ということで受け入れたと思うわけですが、「採用になじまない」ということを言っているのですけれども、これはどういうことなのか。お聞きします。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 言葉の意味からすると、「採用になじまない」というのは、いわゆる地域おこし協力隊のその制度の趣旨から言うと、農業後継者の育成ということだけでそこを採用するというのは本来の趣旨と違うかなという意味でございまして、いわゆる本当に農業の後継者としてしっかり国の制度も活用した中에서도やっていきたいという方に関しては相応の、後でも出てまいりますけれども、支援制度もございますので、そういったものを活用していただくということになるかと思えます。

地域おこし協力隊というのは、まさしく名のとおりでありますけれども、村の意向するところといいますか、農業を通じて地域を活性化させていくとか、周囲の皆さんと農業を盛り立てていくという側面的な部分もあって、そういったことの活動を通して農業になじんでいってもらいたいことを目指すのが地域おこし協力隊だと思っておりますので、その辺のところ、後継者の育成いわゆる後継ぎの育成だけをもって地域おこし協力隊を募集するのはいかなものかという、そういった意味でございます。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 3名の方が村に募集してきたということだけれども、そのときはまだ研究不足ということでしょうか。どういうことなのか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） ニュアンスの違いかもしれませんが、結果的にといいますか地域おこし協力隊としての活動の向こう側に農業への就農ですとか後継者になっていただくということがあることは、当然ある意味ではそれを目指すところでございますので、その採用の仕方が違っていったとか、そういうことではなくて、この3名の方についても、当然加工品の研究ですとか、遊休農地への対策だとか取組だとか移行調査だとかというようなこともやっていただいておりますし、現在も荒廃農地ですとか農産物の副産物的な利用の仕方みたいなことも研究しながらやっていただ

いておりますので、これまでの採用の仕方が間違っていたとかということでは決してないと思います。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 分かりました。農業後継者をつくっていくというのは大変難しい問題だと思います。地域おこし協力隊にも協力してもらいながらいろいろな視点で、この村の農業というものを盛り立ててもらおうというのはいいことだと思います。

J Aや農業支援センターは技術員の集まりということだと思うのですが、国や県からこの人を預かってくれないかということがあるような感じに書いてあるけれども、そういうことはあるということなののでしょうか。どういうふう to 新規就農というのは来るのか、お願いします。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 今、申しあげましたサポートチームというのは山形村独自で関係の皆さんが集まって、特に国とか県からこの人の育成をお願いしますということではなくて、当然ご自分でその意思を持って手を挙げられてこられた皆さんに対して、今あるその国や県あるいは村の制度をこんなようなものを活用してとか、あるいはこういうものを活用したいのだけれども、というご相談に対して、技術的にですとか事務的なサポートをさせていただくということでもって、日夜相談に応じたりもしております。ですので、この人の育成を頼むとかという頼まれ方ではなくて、ご自身の申請、本人の意思をお聞きした上で、どんな支援の仕方があるかという相談を受けるという、そういった組織になります。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） ちょっと戻りますけれども、その地域おこし協力隊というのは、そこには、農協とかそういう関係とは全然携わらないでいくということになるわけでしょうか。そこのところがよく分からないのですけれども。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 地域おこし協力隊の場合には、お金の話になるのですが、経費ですとか採用にあたっていろいろかかる経費というのは特別交付税とかという国のお金で措置されるということもありますし、一方で新規の就農、さっき申し上げた最初から専門的に制度を使うという皆さんは別の国のお金を使う形になります。ですので、その辺のところが重複したりだとか混在したりするようになると、そもそも制度的によろしくないということもありますので、地域おこし協力隊の皆さん

はその隊員であるうちはそういった制度資金を活用するようなことはあまりないと思いますけれども、協力隊の皆さんが個々に農協の指導のところに行って、いろいろ教えてもらうとか、そういったケースはもちろんありますし、農業の皆さんも横目で見ながら心配してくれたりとか、そういった現状はあるので、なかなか混在して分かりづらいところではありますけれども、協力隊の皆さんも農協に個別の相談や何かはしているみたいです。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 分かりました。そこらのところがあやふやになっていましたので、役場が仲介ではなくて個人的にということになるということですね。分かりました。

1番と2番が一緒になったような形になるわけですがけれども、農村青年会議という会議があるわけですがけれども、そこらのところは研修とか情報交換の場を提供することがあるわけですがけれども、どのような活動をしているのか、お聞きしたいです。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 農村青年会議自体も自主的な活動でありますので、村から若干の補助をさせていただきながら、独自でリーダー中心に視察研修に出たりだとか、会議をやったりだとかということ、ずっとこれまでもしていただいていると思われま。このところコロナもあつたりとかして活動が止まっていた部分も若干あるようでありますけれども、またこういった盛り返しの中でもって新たに展開も進められていくと思いますので、そこは行政から「こうしてください」「ああしてください」というのではなくて、彼らの自主的な活動をまた側面的に応援していくというような形でもって今取り組んでおります。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 村に対していろいろな要望というものは出てくるのか。青年会議としてはどんなような状況なのでしょう。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 私、まだ経験が浅いものですから、直接そういったものを聞いたことを承知しているわけではありませんけれども、そういった中身も、もし検討の中であるようであれば、それに対応できるものなのかどうなのかということも含めて、具体的に相談に乗っていきたいと思います。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 本場に村、農業をリードしていくという面において、そういう人を育成してくということが大事だと思います。ただ、何となくだらだら進んでいくのではなくて、こういうふうにしたいたいという人が出てくれば、村がいい方向に行くのではないかと思うのですけれども、そういう点はどう考えているのか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） どの社会もそうですが、この若者の力というのは大きな可能性も持っていますし、そこに今後我々は頼っていく部分もたくさんあるのだらうと思います。

そういった意味では、農村青年会議とか例えば農協青年部とかという青年とか若い皆さんの集まりみたいなものを一くりにして言いがちですけれども、個人個人のいろいろな意味でのレベルアップですとか、気持ちの充実ですとか、そういったものを支援していかなければいけないと思いますし、もう1つは個々それぞれ、いろいろな希望とか意思があって農業をやっておられると思いますけれども、そういった皆さんをある程度束ねると言いますか、リーダー的な存在になる何人かみたいな人の登場を非常に期待することも事実です。

これまでの歴史を見てきても、地域の中にそういったリーダー的な存在の方が何人かいて、そういう人がその地域だとか若者たちを引っ張ってきたということもあると思いますので、現代においても、そういうことが実現すればいいかなということも思っています。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 本場に、私たちも60過ぎてもう70になるのですけれども、もう世の中を変るといって元気がありません。若い人が何しろ変えていくというのは世の中だと思うわけですけれども、そこらをちゃんと、期待をしているよということを、ぜひ村長も言ってもらいたいと思います。期待しているよということがすごく大事だと思っています。

ですから、後継者には栽培方法にしても上手に作ってもらおう。何しろ農業が成功するか失敗するかというのはお金が取れるようになるか、ならないのか、というところに行きついてきます。次の年の資金がなくなればバンザイになってしまいますので、自転車操業というのが農業の現実だと思います。

そういう中で、村が若い衆に「この村をぜひ頼む」ということを村長に言ってもらわないといけないと思いますので、どうかひとつよろしくお願いします。

それでは、3番目の項の「農業センサスから山形村の方向性はどのようになっているか」ということをお聞きしたいと思います。

自分の稼業を継いでいくという者はすんなりと経営が移行されるのですけれども、「俺やめた」という人は簡単にやめられるのですけれども、やりたいという人とやめたという人がうまくバトンタッチができる仕組みを、空き家バンクではないですけれども、そういう経営のすんなりと移行ができるような、そういう仕組みも考えていった方がいいと思います。

私はあと何年でやめるとか、踏ん切りがつかない人が多いと思いますけれども、そういう場合、新しくやる人は倉庫1つを建てるにも大変なお金が必要ですから、貸してくれるところがあるような人がいれば、そんなような形も取っていただけたらと思うのですけれども、そこらのところはどうか考えてはいかがでしょうか。ちょっとお聞かせ願えれば。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 今おっしゃられたようなことが現実に起こり得るのだろうと思います。

ただ、今、議員がおっしゃられたように踏ん切りがつかないという言葉も今ありましたけれども、実際に農家の皆さんが例えば3年先だとか5年先だとか、比較的若い皆さんは、あるいは議員さんくらいのご年齢の皆さんはまだあれだけれども、3年後、5年後くらいの方々の営農計画というのを具体的に持っているかどうか。そういった状況はどうなのだろうかということ考えたときに、もし、「もうぼちぼち引退かな」という意思があるであれば、早めにそれを公にしてというか、いろいろな方につないでいただいて、皆さんで情報を共有するということが大事かなと思います。

それぞれ農家の皆さん同士のコミュニケーションというのが今どんな形かというのは把握できていない部分もありますが、それぞれ「あの人はぼちぼちかな」とか「この人はぼちぼちかな」ということをうわさ程度にするような会話というのはよくあると思うのですけれども、その人の意思を確認するとかというのはなかなか今仕組みとしてありませんので、今後の研究としてはひとつそれもいいかなと思います。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） ぜひうまく経営が譲渡できるような仕組みがもしできるなら始めていてもらいたいと思います。

あと、農業センサスを国では実施するわけですが、その結果を受けて参考に

しながら工業団地というのも計画したのか、そこらのところはどうなっているのかお聞きしたいです。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 先ほどの答弁に付け加ますと、後継者のお話がありました。

これは3年くらい前に農協との懇談会の中で、ちょうど事業の説明がありまして、私もあまり詳しくないのですが、農業に限らないのですが、例えば今までやってきた商店や何かに後継者いないという場合に、国の制度がありまして、全然知り合いでもなくても誰かがその事業を承継していく。そういったことに対して国で要するに補助するという、そういった制度があると聞いております。

これは農業もそうでありまして、農業においても後継者がいない場合、誰かがその仕事を承継していく場合には、事業承継制度といったものがある、いろいろと補助金が出ると、そんな制度があるということでもあります。国でもそれを進めておりますので、またそんなことも研究していければと思います。

肝心の工業団地の件ですけれども、これについては農業センサスというよりも、村でこれから農地がどうなるかというアンケートを取ったわけですけれども、それにおいて農地は余る、これから余ってくるという判断の中で工場誘致ということが必要になるという判断で、農地の転用をするという政策を行ったという経過であります。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） ここでも、答えの中に「持続可能な経営体の確保を、村を挙げて行っていくことではないかと考え」とある。今の段階とすればまだ考えている段階ということになるのか、後継者育成というのは、この村の草ぼうぼうになるのか、どうなるのか、田んぼは誰が見るのかという大きなこと、村がやっていかなければ国としても、いろいろなことにお金をかけて整備をして、充実をしてきて、水もかかるし、理想的な農業地帯になっていると思いますので、ぜひその人の部分を村は音頭を取っていかなければ、どうしてもいけないと思います。

そういう中で、知らない間に、4番目の項ですけれども、畑が虫食い状態ということになったり、いつか畑灌の役員をやったときに、ある人の家の下を、畑灌の管が通っているよというような、そういうところも見受けられて、いろいろな面で虫食い状態にどうしてもなってしまう、なかなか止められるものでもないと思うわけですけれども、この虫食い状態ということがあるわけですけれども、近隣トラブルとい

うことが起きるわけですが、そこらのところは村がどうのこうのということはいえないということでしょうか。トラブルに関していかなものでしょうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） これは農業に限ったことではございませんけれども、基本的にもう一社会人と言いますか、大人の皆さんが、一対一で感じることに個々の話に村が介入はしないというのは原則ではありますが、ただ村民の皆さん、あるいは関係の皆さんから寄せられる声というのは生活する上で支障があるとか、困り事があるということに関して、そういった問合せですとか、苦情に近いものが寄せられたりするのですが、その原因が農業であったり、工業であったり、時には子どもたちの声であったりとか、いろいろな原因になるわけです。

その中で農業としては、農業での問題というのは非常に背景的に大きなものがあるものですから、個人的な小さいことに全部対応するということは非常に難しいのですけれども、私どもはどちらかというと農業サイドからの声も聞きますし、あるいはそういう非農家からの声も両方伺います。

そうしたときに、やむを得ないというか、これは、これまでの普通の農業生産の中でやむを得ないということもありますし、そうでなくて通常一般的に考えても、少し配慮していただけると、普通に農家の皆さんも含めて生活上支障もなくいけるのになという、いろいろなことがあるものですから、大きな課題としてはそういうところをちゃんとすり合わせるとか、これまでもそうですが、お互いに理解し合うというのは簡単なのですけれども、ただ言っただけではなかなか前に行かないと思いますので、目に見るような何かしらの結果ですとか形を残していくということは、ものすごく重要だと思いますが、今その辺のところは非常に難しくてなかなか思案をしている最中でありまして。

○議長（大月民夫君） 上條議員。

○10番（上條倫司君） 朝の放送というのがあったわけですが、あれは毎日のくらいやっていたのですけれども、ぜひ復活をさせてもらって、呼びかけをするということが必要ではないかと思うわけです。

広報で回してあると言っても開かなければ見えないし、読まなければ分からないけれども、自然に入ってくる放送というものを、朝の放送ということにしておきましょう。そういう一月に一遍でも毎週というわけにもいかないと思いますけれども、気をつけてもらいたいということは時間をちゃんと区切って放送というものをぜひ復活さ

せてもらいたいなと思います。

毎日やるということはなかなか大変だと思いますけれども、耳からの情報というものをやんわりと聞かせるということが私は大事ではないかと思います。きっぱりやめてしまったもので、何だか村が、ちょっと目が見えなくなったような感じで、あやふやになってしまったと思うわけですが、またひとつこれは検討してもらって、耳で伝えるということも大事だと思いますので、よろしくお願いします。

それと5番目の項の「雑草の飛散種子対策」ということで、草もいろいろな草が今入ってきてまして、今みんな西洋の草がすごく繁殖力が多くて、また1年中、種も飛んでいる。タンポポみたいに見えればいいのですけれども、見えない種子というのがあって、ヒメオドリコソウというのが紫の花を咲かせて、冬になると元気になる。今のこの暖かい時期にはほとんど見えないのですけれども、このヒメオドリコソウというのは、種が300メートルでも400メートルでも、風があれば飛んでいく。冬ですから、幾らでも飛んでいってしまう。

2、3年前、うちの屋敷にはなかったのですが、急にそれが種が細かいもので、吹きだまりみたいなところに生えてくるのです。これをぜひ指名手配にしてもらいたいと思います。

タンポポなんていうのはかわいいものだというくらい、知らない間にどこの屋敷にも今はびこってきている。畑も風で舞って行って、土手のところで渦巻いて、そこで生えてきてしまうという、そういう恐ろしい繁殖力のある草が、1年中いろいろな種類があるものですから、ここのところをしっかりと農業委員会も頑張ってもらいたいと思います。

飛散種子というものは種をまかなくても飛んでくるという、これが厄介なものですから、自分のまいた種は自分で拾ってくればいけれども、よそへ飛ばすものですから、ぜひこの対策を取ってもらいたいと、土手にしても今花盛りになってきてしまって飛散種子のはびこっているところがありますので、いろいろと、農業をやったことない人が物を作ったりすると、これがまた大変で、説明のしょうがないというか、「除草剤をちょっと打ってくださいますか」と言うと、「私たちはそういうことしないから」というようなことで、全然話にならない。それで草がたかると野ネズミというネズミが一緒についてくる。それがはびこっているという。

当然消毒しなければ虫もそうですし、野ネズミというのが増えていくものですから、ロータリーを1回かければ大分違うと思うのですが、ロータリーもかけないし

草退治もしないという畑も出てきていますので、ぜひ、業種によっては、苗床なんかは全部手でむしる、そういう作業をしている人もいるものですから、この飛散種子というのは、本当にみんなで飛ばさないようにということで、よろしくお願ひします。

いろいろお願ひもあつたわけですが、どうかひとつよろしくお願ひします。

ここで終了したいと思います。ありがとうございます。

○議長（大月民夫君） 今の件の答弁はよろしいですか。

○10番（上條倫司君） いいです。

○議長（大月民夫君） 以上で、上條倫司議員の質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。午後1時10分再開といたします。

休憩。

（午後 0時07分）

○議長（大月民夫君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時10分）

◇ 大池俊子君

○議長（大月民夫君） 質問順位5番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「山形村の子育て支援のさらなる充実を」について質問してください。

大池俊子議員。

（11番 大池俊子君 登壇）

○11番（大池俊子君） 議席番号11番、大池俊子です。今日は2つの問題について質問したいと思います。

1つ目に「山形村の子育て支援のさらなる充実を」。

保育園へ入園している園児で3歳未満児の場合、下の子が生まれ、産前産後が過ぎると、一旦退園しなくてはいけないことになっています。このことは、園児にとって、ようやく保育園に慣れて友達もでき、楽しくなり、社会性が身に付き始める時期に家庭に戻されてしまうということで、大きなマイナスでもあります。また、少子化対策、子育て支援を充実させていく上でもマイナスになると思います。

最近は松本市や、特に条例まで変えた塩尻市では、これは誤解があったみたいですが、未満児の一時退園はなくしている。また、安曇野市も今年の4月より一時退園をなしにしていると聞きます。

そこで質問します。山形村でも下の子を出産したとき、3歳未満児の一時退園を廃止してはどうか。

2つ目に、安心して生み育てられる環境づくりのためにも、条例まで行かなくても規則などを変えてはどうでしょうか。

これで1回目の質問とします。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大池俊子議員の質問にお答えいたします。「山形村の子育て支援のさらなる充実を」についてのご質問であります。

保育所とは、保護者が働いていたり、病気だったりといった理由から保育が必要な0歳から小学校入学までの子どもを受け入れる施設であります。第2子や第3子の出産後、入園の資格に関する質問であります。現状や課題などについて、子育て支援課長から答弁いたします。

○議長（大月民夫君） 中原子育て支援課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 1番目のご質問の「山形村でも下の子を出産したときに3歳未満児の一時退園を廃止してはどうか」についてお答えします。

近年では、核家族化や共働き世帯が増えていまして、保育園に入園を希望する保護者も増加しております。特に3歳未満児については保育士の不足に加えて保育室の面積に限りがあることもありまして、待機児童発生の懸念もあります。働く保護者にとって待機児童の発生は保護者の退職につながるおそれもありますので、近隣市町村の状況を確認しながら研究したいと思っております。

次に、2番目のご質問の「安心して生み育てられる環境づくりのためにも条例を変えてはどうか」であります。1番目の質問同様になってしまいますが、こちらも近隣市町村の状況を確認しながら研究していきたいと思っております。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 今までのやまのこ、また山形保育園の3歳未満の下の子が生まれたときにやむなく退園という状況が、ここ数年ぐらい、どのくらいあったのかを

お聞きしたいと思います。

○議長（大月民夫君） 中原課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） まず今年度の退園予定としまして、8月末現在にはなりますが、山形保育園では既に2名の方が退園をしています。ただ、そのうち1名の方は10月にまた入園される予定になっています。山形保育園はその後、もう1名、退園の予定にはなっております。

やまのこ保育園は3名の方が退園の予定ということで聞いております。

過去について、令和2年ぐらいからですが、途中で退園される方、保育園の別は分からないのですが、令和2年では退園が1名、令和3年が退園2名、令和4年が退園4名ということで、令和5年度についてはどなたも退園はされていません。

以上です。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） この質問を私は数年前にも、お母さんたちから相談されて、やった経過があるのですが、そのときは子育て支援センターで幾らでも受け入れるから大丈夫だと言われたのです。令和2年から1名、2名、4名と、今年はちょっと多いのですが、退園してしまった子どもはその後どうしているのか、うちでお母さんが下の子を見ながら見ているのか、それとも一時預かりみたいな感じで利用されているのか。その状況は分かりますか。

○議長（大月民夫君） 中原課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 一時保育も利用されている方もいらっしゃるようですが、大体の方はおうちで下のお子さんを一緒に見ながら、子育て支援センターに遊びに来ていただくという状況が一番多いかと思います。以上です。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 違うところの状況だと、例えば松本市だと、議員の中から、保守とか革新とか関係なく、議会からも幾つもの会派でなくしてほしいというのを申し出て、条例を変えなくても、働いているというのを出してもらったりしながら、緩くなってきた経過があります。

また、塩尻でも、私も情報不足で、条例までは変えられなかったのですが、それでも受け入れができていたというのをお聞きしています。

安曇野市は、この4月から一時退園をなくしたということで、お聞きすると、3歳ではなくて2歳に下げたという話なのですが、どこでもそういう状況にありながら、

山形も条件は多分、相変わらず変わっていない状況だと思うのですが、子育てというところから言うと、今、非常に子育ても大変な状況になり、出生率も下がっている中で、それをどうやって少子化対策とかそういうのを打開していくというところからは、それを改善しないとなかなか進まない状況にあると思うのですけれども、条件をなるべくする、一応規定では、先ほど村長が言われたように、働くことが前提で保育園に預けているのですが、今の状況から見て、いろいろなところで状況をなるべくしながら、なるべく退園しなくても済むようにしているという状況から見て、山形でもそうやってほしいと思うのですが、その点、村長はどう考えますか。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご質問であります。保育所という性格といいますか、原点はということで先ほど申し上げましたとおり、仕事だとか病気でなかなか保育に手が回らないところをカバーするのが保育所の本来の仕事であります。今、いろいろな、保護者の皆さんでも、事情というのですか、それぞれあるものですから、ある保護者は自分の第2子が生まれたときに最初の子どもも面倒を見ているという、それでも全然問題ないですよという家庭もあれば、いろいろな理由でなかなかそれができないというのがあるということだと思います。

これを一律に全員受け入れることになれば、松本市も塩尻市もそうでありましたが、待機児童が出ていたというのが現実だと思います。

こういったお子さんを扱うことによって、それがすぐ待機児童に結びついたかどうかはそれぞれ何も言えませんけれども、全体としては松本市も塩尻市も2年、3年くらい前ですか、待機児童が出ていたというのが実際のところでありまして、このお子さんを預かることによって待機児童が出るとすれば、それは優先順位が違うということだと思います。

当村に置き換えて考えてみれば、こういった小さい村でありますので、それぞれの家庭の事情も分かりますし、子育て支援課でそれぞれの事情を勘案しながら対応していくのが一番いいのではないかと思います。一律、全員を全て受け入れる、全て受け入れないというのは、事情というのですか、それぞれの家庭の事情に合わないかなと感じております。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 子育ての状況も、私たちが子どもを育てている頃とは全然違

っていて、本当に3歳未満児から預けるとというのが当時はあまりなくて、今は労働条件も悪くなって、辞めてしまったら、給料というか、休んでいても給料を何割引き、何パーセントぐらいになって、非常に家庭の状況も大変になっている時代に来ています。

私たちは、何人育てても、2歳児でも、2年保育でも十分で、上の子を見ながら隣近所の子どもたちと子育てを楽しんでいたときでもありましたが、今は全然状況が違って、一旦仕事も辞めてしまうと、なかなか元の職場には戻れないとか、休むと、休んでいる間が減給されているという状況で、家庭の経済的にも非常に大変なことになっている中での子育てですので、国も子育て支援を非常に重視する。村も少子化対策として重点を置きながら、こういう小さな問題というか、本当に、下の子が生まれて3歳になるまでの預かりというのは瞬間で終わると思うのですが、その家庭にとっては非常に重大な問題になっています。

そういうことから考えますと、緩くする。今、やまのこも山形保育園も、退園を余儀なくされている予定の人も何人かいますが、少し緩くして、親御さんとか子どもの負担を少なくするという点からも、一応、条例というか決まりでは決まっているのだけれども、あまり固くしない、キチキチとしないという方法もあると思うのですが、その点ではどうでしょうか。

さっき、確かに0歳児が多くなって、待機児童になる可能性があると言いましたが、実際に今まで、そういう状況の中で、待機児童は出ていましたかどうか。その点をお聞きしたいです。

○議長（大月民夫君） 中原課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 現時点では、待機児童という方はいらっしゃらないのですが、入園についても一律に皆さん退園ということではなくて、それぞれの家庭もあつたりするものですから、例えば保護者の方が病気で体調が悪いですとか、家族の看護があるとか介護があるというような、入園の要件というか、そういったものがある方については未満児さんのほうで下のお子さんが生まれても一時退園ということは特にしていない方もいらっしゃるのです。

なので、一律でもないというところと、あとは待機児童というか、今のところ2つの園があるというところで、そこで何とかはなっているのですが、ただ、今未満児も確かに多くなっていて、これ以上増えるようであれば、もしかするとその可能性が出てくるかなというところで、2歳児あたりでも一杯になってきていますし、山形保育

園については2歳児も1歳児も0歳児も一杯という状況になっていますので、そこら辺のところでは懸念が出てくるのかなというところがあります。

先ほど大池議員からほかの市町村のことも教えていただいたのですが、松本市さんは皆さん受け入れることにして、未満児については途中入園の方は皆さん待機していただいている状況だと伺っています。塩尻市さんについては、今、家庭の状況を得点というかポイントにするような、点数で入園のときの選考をさせていただいているのですが、0歳から3歳の皆さんに点数を一度割り振って、なので、上のお子さんとは下のお子さんが違う保育園に通うとか、未満児さんについては遠い保育園に通っていただくようになることもあるというお話も聞いています。

以上です。

○議長（大月民夫君） 大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 今、山形保育園の状況は分かりました。

例えば穂高のように3歳未満でいた場合を2歳未満にするという、条件を緩くするというのはできないでしょうか。

朝日は一応、働いているという証明を出してもらいながら、そういう一時退園はやっていないということなので、緩くした場合にどうしても待機児童が出てしまうのかどうか。そこもちょっと分からないのですが、できたらやまのことうまく調整しながら、退園をしなくてもいいような状況に条件を緩くして行ってほしいと思います。

相談も、2、3年に1回ずつ同じような相談が何回も何回もされる中で、これはお母さんたちにとっては、家庭にとってはすごい、たかが2、3年の退園と大人は思うかもしれないけれども、子どもにしたら本当に友達がなくなって、突然うちに帰されて、どうしたらいいか分からなくなるという状況がうちの身内からも出た経過がありますので、そのところをもう1回、村長の施策として、この少子化、また子育て支援に力を入れるというところからも、ここのところをもう一度考えてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、いろいろなケースがあるという話でありました。全くそのとおりでと思います。全員がこうだということでは決してないと思うものですから、また具体的に私も話を伺って、どういう事情があるかとかその辺のところ、どこに問題があるかももう一度精査しまして、どんな方法がいいかまた検討したいと思います。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） この問題は、今、村長の考えもお聞きしました。一時退園される予定の家庭にとっても、いろいろ書類を出してもらおうと思うのですが、その家庭の事情というのは全部聞きながら、リスクを挙げて点数を上げるというところまでやっているわけですね。そうしてやむを得ないというのが出てくると思うのですが、その点はみんなにそうしているのかどうか、お願いします。

○議長（大月民夫君） 中原課長。

○子育て支援課長（中原美幸君） 皆さん、同じように家庭の事情等もお伺いして、先ほどのポイントというなお話もさせていただいたのですが、決まっている部分もありますので、例えばお勤めしている方だと何点とか、お勤めしている場合でも何時間以上、何時間未満の方は何点と決まっていることもありますので、皆さんに細かくお伺いする中でいろいろ決めている状態です。以上です。

○11番（大池俊子君） この質問は……。

○議長（大月民夫君） よろしいですか。

それでは質問事項1につきましては、終了とさせていただきます。

大池俊子議員、次に質問事項2「村民の様々な発想を生かし、150周年を出発点に」について質問してください。

大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） それでは2つ目の質問をします。

「村民の様々な発想を生かし150周年を出発点に～全村民参加型の150周年に」ということで、明治7年に小坂、大池、竹田村が合併して山形村が誕生して、今年は150周年となります。よりよい村になっていくことを祈念することを目的に、山形村へ愛着を持っていただき、村の認知を高めていく、というのを村の目標にも挙げています。

その中で、4つの項目で、村主導で行う150周年公式事業、各課で行っている事業や新規事業に150周年記念の冠を付けて村主導で実施する事業、150周年を村内外にPRするための啓発ツールの作成・発信事業、村・村民共同で150周年記念イベント、村民提案事業も入っています。このイベントを行うということで始まりました。そこで質問します。

1つ目に、提案事業はどのくらいありますか。

150周年を機に仲間でマルシェなどをやりたいという若い人たちの希望がありました。トレセン、役場の敷地など利用できない。村の活性化のために活動をしたいと

考えている人たちの意欲に水を差すものであると思います。住民の多様なニーズに対応した交流や地域活性化のための活動にこそ施設を活用するべきであるとも考えます。敷地、施設の利用の許可をぜひあげてほしいということで、「塩尻えんとらんす」は毎月マルシェをやったり、すごく活発であると聞きます。

2つ目に、イベント開催時には足の確保を。

福祉バスの増発や、自力で行けない人のために福祉バスがあるのですが、それにも乗れない方がいるなどのために、社協などと連携を取りながら送迎をしてみたいか、ということで質問を終わります。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問でございます、「村民の様々な発想を生かし150周年を出発点に」のご質問にお答えいたします。

本年は山形村開村150周年の節目の年であります。それぞれのイベントや事業に、村民の皆さんが自主的に関わっていただくことが重要だと考えております。

それぞれの質問事項については、企画課長から答弁をいたします。

○議長（大月民夫君） 堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） それでは1番目のご質問の「提案事業はどれくらいあるか。住民の多様なニーズに対応した施設活用」についてお答えいたします。

本年、山形村は開村150周年を迎えている中、地域振興や住民相互の交流を図るため、村民の皆様自ら企画、提案、実施を行う事業に対して、10万円を上限に補助金を交付する事業を行っております。現在、実施済み、実施予定を含めて10件ほどのご相談等をいただいております。

また、この事業に関連しまして、ご質問のとおり、役場敷地内等をイベントの会場に利用できないかとのお問合せをいただいていることも承知しております。

現在の公共施設等の貸出しにつきましては、各施設の管理条例に基づき貸出しを行っておりますが、貸出しに関する規定のない公園ですとか駐車場などの行政財産につきましては、「行政財産の目的外使用に関する条例」に基づき、使用目的を確認させていただいた上で、使用料納付等の条件を付して使用を許可しております。また、公益性等が認められた場合は、使用料を減免する対応も取っております。

塩尻市さんの施設のように定期的に市民市場（マルシェ）を企画している施設もあ

るようです。村の活性化のためにも、村民の皆さんのご意向に沿えるよう、引き続き対応してまいります。

2番目のご質問の「イベント開催時に交通手段の確保を。福祉バスの増発や自力で行けない人のために社協などと連携を取り送迎してはどうか」についてお答えいたします。

150周年記念事業に限らず、その他のイベントについても検討が必要な課題と感じております。

運行にあたっては、どれぐらいのニーズがあるかを見極める必要があるとともに、運行体制、運転手の確保等の課題もあると認識しております。

今回のご質問によりまして、関係機関にその旨ご相談をさせていただきましたが、現状ではいろいろな事情等ございまして、臨時運行については直近の150周年のイベント等は現時点では難しい状況となっております。

以上です。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 1つ目の質問ですが、実施予定が10件あったと聞いていますが、その10件のうちで、私が相談を受けたのはなかなか使いづらいというところはマルシェなどをやりたいということで、やるについては元がかかるというか、最低限のお金がかかって、利潤が目的ではないのだけれども、最低限のお金はもらわなければ回っていかないという相談もありました。

そういうところで、10件の内容について、分かる範囲でどういう傾向のものか、答えられましたらお願いします。

○議長（大月民夫君） 堤課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 今回の10万円の補助金につきましては、補助金が10万円ということで、事業費の3分の2ということで、25%ほどは申請者の方がご負担いただく部分が出てきております。

基本的に、営利目的のものも今回の補助金の対象からは外してございまして、例えば実費負担なのか、若干、主催者側の業務として利益が出るものとか、いろいろグレーな部分はあるのですが、現時点で実績等を踏まえましてご説明しますと、昨日実施されました村民ゴルフ連盟の皆さんの記念品の関係、今後予定していますマレットゴルフ愛好会の村民杯の大会の関係の費用、また小学校のPTAの皆さんのコンサート、早起き野球大会、8月に行われましたOB野球大会、清水寺のきずな会さん、

太鼓サークルの方、そのような皆様からの申請をお受け付けして、既に処理済みのもの、今後対応するものが10件ほどございます。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 先ほどの「行政財産の目的外使用に関する条例」のところで、役場の敷地内を使ってやりたいというところも相談がありましたけれども、そのところでの対応というか、この「行政財産の目的外使用に関する条例」を利用してやればできると思うのですが、そういうところからも相談の中にそういう類いのものはほかにもあったかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大月民夫君） 堤課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 行政財産の目的外使用ということでも、今までもいろいろ、エコライフの皆さんのリサイクルの回収とか、そういうものが一応、目的外使用にあたりますが、今のところ、実際の申請をしたいというよりは、こういう企画があるのだけれども、役場の敷地等を利用することが可能かというような、最初のご相談ということで、もしその方が今回ご質問をいただいたように使うことができないというご判断をされたようですと、こちらの対応が不正確であった部分もありますので、その部分はこの場をお借りしておわびしますが、いずれにせよ実施内容ですとかをお伺いした上で目的外使用の許可が出せるかどうかは、担当する総務課とも相談しながら決定したいと思います。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 住民がこの150周年を機に何かやりたいという場合、特に若者はそうですけれども、ジャンプロの若い衆とかもすごく活発にやられています。そのような感じで若い人たちが村のために何かやりたいとか、村の将来のために何かしたいと発想した場合に、そここのところでちょっとつまづくという、誤解があったり、また理解不足も多々あると思うのですが、そのときにも鼻を折られてしまうみたいな感覚になっては村の将来もせっかくの芽を摘んでしまうのかなという印象を受けたのですが、村のこの行政財産の目的外使用とか、いろいろな制度があって、使えるのだよというのが、できるまでに相談してもそここのところが分からないというところをしっかりと理解してもらって、プラス思考で、いろいろな発想があったらそれを実行しやすい対応を取ってもらいたいと思うのですが、そういう点で、村に行きたいけれどもちょっと敷居が高くてというか、緊張してしまっ行って行かれないというのもしっぱいあると思うのですが、そこを分かりやすく、その人たちの熱意がプラス方向に

なれる説明をしていってほしいと思うのですが、その点では、今後出てくると思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（大月民夫君） 堤課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 先ほど答弁いたしましたように、できるだけ皆様のご希望に沿えるようにしっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 例えば塩尻のマルシェは毎月やっているのですが、マルシェは利潤目的ではないけれども、最低限お金がかかるというところがあります。村で利潤目的は駄目というところで、いろいろな事業とかイベントをやりたくてもそこで止まってしまった、私も過去にいろいろあったのですが、そういうところで、どこをもって利潤追求というのか。最低限かかる価格も含めて、それも取ってはいけないのかというところがすごくみんな曖昧だと思うのですが、そのこのところの基準というのがあるわけでしょうか、村に。

○議長（大月民夫君） 堤課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 一般的なマルシェですとかフリーマーケットについても、それを生業としてやっている方もいらっしゃると思います。そういう方は当然営利になりますし、村内の有志の皆様が趣味の中でやっていて、先ほどの原価的な部分で特に利益をそれによって恒常的に得ていないようなものとか、いろいろ営利と非営利の判断というのは施設の貸出しの部分でも難しい部分がありまして、具体的にこれは駄目、これはいいというところは今申し上げられませんので、その都度、その状況によってまたご相談いただいて、ご意向に沿えるように対応したいと思います。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） その点、理解しました。多くの若者がこれを機会に、これを相談された方もこの150年を機に、これからも続けていきたいということをお聞きして、ちょっと残念だなと思いましたので、希望される方がプラス思考になるような説明の仕方を持っていってほしいということで、この1つ目の質問についてはいいです。

それでは2つ目のところで、イベントの開催時に足の確保を、ということで、さつき社協は、なかなかできないと言われたのですが、村としてはその点、例えば今度コンサートをやったり、150周年記念の大きなイベントもいろいろあるわけですが、そこに向けての対策は具体的に考えているのでしょうか。

○議長（大月民夫君） 堤課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） ご質問のイベント等ということで、村的には150周年だからそういう臨時対応をするべきかどうかというところも今ちょっと悩んでおりまして、ほかにも村民の皆さんにいろいろ参加していただけるイベントはその他の課でもやっております。今回だけ特別に150周年でやったとして、それが来年度やる場合に全く対応ができなくて、逆に村民の皆さんを混乱させるようなことになってはいけないとは考えています。また社協さんですとかシルバー人材センターも調整して、村の方向性をしっかり決めまして、今後対応したいと思います。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 今後の検討課題ということで言われたのですが、今現在、150周年記念の事業というのは現在進行形で、早い対応をしないと、どんどんイベントが終わっていってしまうと思うのです。今後、秋に向けて大きなものが幾つかあるので、ぜひそのところを何とかしてほしいということで、検討したいということですが、それを早急にやらないと間に合わないというのがあるので、その点ではどうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 堤課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） すみません。今、検討と申ししてしまいました。今回の直近ですと9月29日に県民コンサートを予定しております。10月22日には開村記念式典、11月9、10日にアイシティで冬のグルメ音楽祭りということで予定しております。

その辺りについては、先ほどの答弁でも申し上げました、この3点等については現時点では臨時運行は難しいということですので、今、検討するとお話ししたのは、全体的な今後のイベント等についてのそういう送迎体制の在り方も含めてという意味で、訂正をさせていただきます。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） そうすると、この大きなイベントも隣近所とか誘い合って、車のない人は乗せていってもらおう。そういう助け合いの下に行かれる状態だと思うのですが、そのことについても住民だけでなく、村としても例えば福祉バスをそのときは増発するとか、そういう対応はできないものでしょうか。

○議長（大月民夫君） 堤課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 繰り返しになりますが、今回の日程についてシルバーさん等の対応も現時点では難しい状況ということで確認を担当課からしていただいて

おります。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 分かりました。残念ですが。

それと、この150周年に向けて、春先からいろいろなイベントがどんどん続いているわけですが、その情報もなかなか入りにくい。高齢者の方は村が150年というけれども何をやっているかよく分からないとよく言われるのですが、先ほど上條倫司議員からも朝の放送がなくなったりというところもあって、新聞もなかなか読めないとか取らないお宅も増えている中で、村民に知らせていくという方法を取ったほうがいいと思うのですが。例えば選挙のときの「投票に行きましょう」みたいな感じで、「今日はどんなイベントがあります」とか、そういう広報、知らせるといっものをもうちょっと大々的に、派手にやったほうが元気になっていいと思うのですが、情報が入らない人たちにとっても、自分で何とかして、隣の人に頼んでみようとか、そういうのが出てくると思うのですが、ちょっと村民の人から遠のいている方もいるような気がするのですが、その点、どう受け止めているのでしょうか。そういう思いもあるので、その点も含めてお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 先ほど来、周知の方法ということ言われているわけですが、今、今の段階では広報だとかホームページ、チラシを作るといっ形の中になっってくるのかなと感じております。

現に告知放送についても、今、使える状態ではないものですから、音声という部分は難しいと感じているところでもあります。そういう中で、できる範囲のものをしっかり伝えていきたいとは考えております。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 今、できる範囲のものと言われたのですが、例えば広報も、2世帯あって1軒に1枚しか来ないものだから、なかなか見られないという家庭も、若い衆が持って行ってしまいうので年寄り衆は見られないといっか、そういう話を聞いたりして、なかなか、農家の人からもすごい不満を聞いて、選挙のときに本当に「投票に行きましょう」とずっと流すと、「まだやっっていないので行こうかな」といっ気になりますよね。

村でもイベントをやるちょっと前から、そういうのがありますよといっ宣伝をしたら、みんな頭の中に入ってくる。それによって、村は150年だと。では、何が協力

できるとか、何で楽しもうとかというのが出てくると思うのですが、それが1人ずつ、心の中にストーンと落ちる状態になればすごくいいと思うのですが、そうするためにも、YCSがなければ、また新聞も取っていない家も最近だんだん増えてきています。だから、情報が入らない人にとってもいい機会と思うのですが、ぜひこれからでも遅くないと思うので、大きなイベントのとき、せめてそのくらいのときはぜひ広報してほしいと思うのですが、そのことを最後にお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） いろいろ広報の仕方について提言をいただいているわけですが、今、選挙のことがちょうど例に出ていました。選挙はあれだけ回って、投票率が50%、これが現実でありますので、広報を回ればそれで解決するというものではないとは思いますが。

最近の夏祭りのときの話ですが、夏祭りが中止になって、商工会の皆さんが材料を仕入れたことがあったものですから、急遽、焼きそばと焼き鳥ですか、みんな仕入れたものを結果的には1,000食全部完売したと言っていましたけれども、そのときに広報に出たそうです。それは非常に効果があったと聞いておりますので、広報、これは村の広報ではなくて商工会の役員の皆さんが、役員のある方が所有している広報車を使って村の中を回ったのですが、そういう例もあったものですから、最近あまり広報でああいう大きな音を出して回るのがないものですから、非常にそういう場合には効果が多分あったのだらうと思っております。

選挙に関しては、一生懸命やっていたのでありますが、残念ながら成果が上がらないというのが現状だと思いますし、何でもそうなのでありますが、しょっちゅうこれをやっていると、反対にうるさいという苦情がまた村へ来る。これもいろいろな考え方の方が、多様性の時代でありますので、一律にみんながそれをいいと言っているわけではないということも事実でありますので、どうしても村としては、特に現場の担当者としては、村民の皆さんから電話で広報に出て、「うるさい」と言われると、どうしても委縮してしまうというのが現状であります。これは山形村に限らずの話でありますので、どうしてもあまり目立ったことはちゅうちょしてしまうという傾向があると思います。

イベントについて、先ほどの話から外れますけれども、送迎で回ればどうかという話もありました。これについても「150周年のイベントが最も重要だ」と考える方は「ぜひ回すべきだ」ということになりまして、「それよりもスクリーニングの健康

診断のほうが重要だ」と考える方もいます。これは何が重要かというのは人それぞれでありますので、一律に、150周年だから回すというのは危険な考え方かなと思います。

それから、広報の在り方ですが、これは朝のお知らせがなくなって何年か経つわけですけれども、ちょっと寂しいといいますか、もう少し何かアナウンスがあったほうがいいという話はちょこちょこは聞いております。どういう方法がいいかはまた考えなければいけない問題ですけれども、昔のように毎日朝流すとすれば、それは非常に迷惑だという方もいるのはこれもまた事実でありますので、どういう村からの広報がいいかというのは、これは真剣に考えなければいけない問題ですし、どういう方法がいいかというのはなかなか「これが」というのがないのですけれども、いろいろなことをまた試しながら、反応を見ながらということになると思います。それはまたぜひ一緒に、村民の皆さんの反応を見ながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 大池議員。

○11番（大池俊子君） 終わりと言ったのですけれども、150周年は重要と考える人もいるかもしれないけれども、村としてはこれを、150年は二度とない150年というふうにみんなの中に意識してもらって、それをみんなで祝うというのが前提でやっていくべきだと私は思って、知らない人たちには知らせていって、協力してもらおうというのが前提だと思っています。

YCSの問題も、毎日やれとかいうのではなくて、あれで私たちはその日の行事であり何が大事かという情報を得ながら、新聞を見なくてもテレビを見なくても、それで分かったというのがずっとそういう状態だったのが、特に高齢者はそれが途絶えてしまった。だから、何も情報が入らない状態になっている人がかなりいるということを考えてもらって、今後の対応をしていってほしいということで、この質問を終わりにします。

○議長（大月民夫君） それでは、以上で大池俊子議員の質問は終了させていただきます。

それではここで質問席交代の間、暫時休憩させていただきます。

（午後 2時 1分）

○議長（大月民夫君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時 2分）

◇ 小 林 幸 司 君

○議長（大月民夫君） それでは、質問順位 6 番、小林幸司議員の質問を行います。

小林幸司議員、質問事項 1 「スカイランドきよみずを含めた清水高原一帯の今後の利用計画は」について質問してください。

小林幸司議員。

（5 番 小林幸司君 登壇）

○5 番（小林幸司君） 議席番号 5 番、小林幸司です。

まず 1 番目として「スカイランドきよみずを含めた清水高原一帯の今後の利用計画は」ということで質問させていただきます。

去る 8 月 9 日に令和 6 年度の清水高原保健休養地管理組合の定期総会が行われました。その中で、組合に参加されている皆さんからいろいろな意見が出されました。これは組合長である本庄村長も聞かれていたので、承知されていると思います。

そこで、今後、村として清水高原一帯をどのように活用していくのかお考えをお尋ねします。

1、別荘地開拓を始めて 50 年が経つと聞きますが、最近の新築の状況は何件ですか。

2、別荘を建てたものの現在利用されていない物件や売却希望者はどれぐらいいますか。

3、年間を通して生活されている方の割合はどのくらいですか。

4、総会の中でも出されていましたが、久しぶりに来てみたら、道路の傷みや路肩の草の旺盛な様子を目の当たりにして、「昔より手が入らなくなったなと思った」との声がありました。どのように感じられましたか。

5、スカイランドきよみずの指定管理も本年度で満期となり、新たに 1 年の延長をお願いする方向ですが、その後のスカイランドきよみずの存続に関してどのようにお考えですか。

6、年間の委託料や館内の修理に多大な費用がかかっていますが、村長のよく言われる費用対効果に照らし合わせてどのように思われますか。

7、各地で保養センターをつくったころと大分様子も変わってきました。何のため

に存続しなければいけないのか、もし廃業するのめどのような弊害があるのか、村民に分かりやすく説明するべきだと思いますが、いかがですか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小林幸司議員のご質問にお答えいたします。

「スカイランドきよみずを含めた清水高原一帯の今後の利用計画は」についての質問であります。

私からは、5、6、7番の項目についてお答えをいたします。

5番目のご質問の「スカイランドきよみずの指定管理も本年度で満了となり、新たに1年間の延長をお願いすることのようですが、その後のスカイランドきよみずの存続はどのように考えているか」についてであります。

スカイランドきよみずを今後どうするかについては、今後の大きな課題であります。社会の情勢や村民の皆さんの意識の変化などを見極めながら、これからの対応策を検討したいと考えております。

6番目のご質問の「年間の委託料や館内の修繕に多大な費用がかかっているが、村長のよく言われる費用対効果に照らし合わせてどのように思われるか」についてであります。

清水高原の別荘開発に伴い、別荘管理機能も合わせた交流宿泊施設として昭和48年に開設した清水荘の後継施設として、平成7年、リゾートホテル風のスカイランドきよみずとしてオープンいたしました。

スカイランドきよみずの今後の課題については、今回の補正予算にも計上させていただきました公の施設の在り方検討委員会において十分に検討をいただくこととしております。

7番目のご質問の「各地で保養センターを作った頃と大分様子も変わってきましたが、何のために存続しなければならないのか、もし廃業するとどのような弊害があるか、村民に分かりやすく説明すべきだと思うが」というご質問であります。

仮にスカイランドきよみずを閉鎖するとなれば、清水高原の別荘管理機能をどうするか。また、清水高原に定住している村民の皆さんへの災害時などの対応をどうするか。また、清水高原簡易水道の水質の保持などが懸念される事項であります。

ご質問の1から4番までの項目につきましては、産業振興課長から答弁をいたします。

○議長（大月民夫君） 中川産業振興課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） それでは1番目のご質問の「最近の新築の状況は」ということでございます。

ここ10年ほどのうちで申し上げますと、新築に近いような増改築もあったように聞いておりますけれども、純然たる新築は1件ということです。

2番目「別荘を建てたものの現在利用されていない物件、あるいは売却希望はどのくらいあるか」ということであります。

建物はあるが全く利用していない物件というのは正確には把握しておりません。また、売却の希望については、毎年定期的に調査をしているものではありませんので、総数は分かりませんが、単年度の中で寄せられる売却相談は、ここ数年10件前後ありまして、毎年連絡をいただく方もあれば、新たに申し出される方もおられますので、実際には数十件にはなろうかと推測しております。なお、これについては今年度中にこういったことの意向調査を実施する予定であります。

続いて「年間を通して生活されている方の割合はどれくらいか」ということですが、定住14戸で割合としてはおよそ8%になります。

最後ですが「道路の傷み、路肩の草の旺盛な様子を目の当たりにして」ということで、「どのように感じましたか」ということでございます。

総会の席では多くの方が同様の話をされておりました。清水高原だけでなく、村の山林全体に言えることではありますけれども、樹木が大きくなりすぎて、清水高原に関してはかつては見晴らしのよかった観光道路も現在はうっそうとして景色が変わっているところもございます。

例年、春先には側溝の掃除だとか路肩の枝打ちなどを行っていますけれども、総会が行われたこの真夏の時期は特に下草や灌木の繁茂も旺盛で、今後できるだけ手を入れることができるように担当課とも調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） それでは順を追って再質問させていただきます。

1番目の質問の答えとして、新築は1件であったと。増改築を含めると2、3件あるのだろうという話でしたが、もしこれ、別荘を買いだいたいとか新築したくて土地を見

に行ったら、そこにたっている木とか伐採しなければいけないもの、これについてはどこが処理をするのか。どうやったらその別荘が建てられるまでの復元ができるのか。こちら辺はどうなっているか教えていただけますか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 基本的には、区画としての売り出しといたしますか分譲ということになりますので、その区画に関しては購入される方の責任において整備をしていただくということが基本になるかと思います。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） それでは、もしそこにたっている樹木は利用してもよいということですね。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 特段これまでもそういった制限はしておりませんが、区画は一定の面積に限られておりますので、こういった利用の仕方があるかというのははっきりここでは想像できませんけれども、特段規制はないということで考えていただいてもいいと思います。

○議長（大月民夫君） 小林幸司議員。

○5番（小林幸司君） 見通しはそんなに明るくはないと思います。50年が経って、この間の総会、私は当初の頃から来ていましたという方がいらっしゃいましたが、あの頃はバブルの時代だったので、山形村に来てみたら都会と全く違う風景だったし、景色もよかったし、涼しかったと。今年の夏は非常に暑かったので、山形村に来てもちよっと暑かったなとは思っていたけれども、清水まで登ってくると、やはり清々しい気分でしたというお声がありました。

ですが、そこに住んでいるわけではないので、年に数回しか来られないというお話もありました。その方のおっしゃるには、私もかなり年を取ってきたので、この後どうしたらいいのかなということを言われていました。

そこで2番目の質問とつながりますが、別荘を建てたはいいけれども、その子どもたちに受け継ぐこともできなくて、管理費を払っていないという方がいらっしゃったと思いますが、今現在、土地管理というか、組合費を払っていない方というのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 手元に数字がございませんが、あのときも同様の質問

があったかと思いますが、全体で180弱ぐらいの該当者がいるうち、数件はそういう方がいらっしゃいます。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） その中で話もされていきました。その管理費を払っていない人の敷地内の草木をどのように処理していったらいいのかという話もされておりました。勝手に切るわけにいかないけれども、許可も取るわけにもいかない。このときの村の対応としてはどう行っていくということなのでしょうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） これはずっと、ここ数年というか数十年の多分課題であったかと思いますが。事ここに至って、世代交代ですとか社会事情の変化というものがこういったところに大きく影響している時代でもありますので、現場第一と考えれば何とかしなければいけないという考えから、そういったところに第三者が何かしらの同意を得るなり承諾を得ることを通じて、少々手を加えることができないかを探るために、今回、アンケートを実施しようと考えています。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） 住民というか清水に暮らしている皆さんにアンケートを取ったりするという事もお聞きしました。その中で、売却希望、なかなか利用できないので希望者を募るとするか、売りたいという方がいらっしゃいました。

今、スカイランドきよみずを管理していただいているドリームホテルの方にお聞きして、もしこれ、別荘として貸し出すことはできないのですかというお話を聞いたら、ホテル事業何とか法というか、誰がそれを管理していかなければならないのかというお話をされていきました。なかなか難しく、別荘を売りたいけれども、貸したいけれども、この状態で山形がもし事務局になったときにはどういう弊害があるのか教えていただけますか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 今のお話は、例えばそういったことを村が行った場合ということかと思いますが。まず具体的にそういったことを想定して、いろいろなシミュレーションをしたことはないものですから、法律的なことも含めて、その辺のところはまだ承知しておりません。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） なかなか村として事務局を担当するとか別荘を管理しなければ

いけないというのは難しいと思います。この希望のある方、第三者の住宅会社というか、そのグループというか、そういうところに相談してみて、管理は私たちがやります、貸別荘もやります、バンガロー的なところでリゾートということを含めて貸してもいいですよという業者を探すという予定はありますか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） これも非常に考え方としては難しいと思いますが、一時的な事業展開の中で事業者の方にそういったことでもって部分的にご利用いただくことも方法としてはあると思うし、それもよろしいかと思いますが、もしそれが途中で立ち行かなくなった場合とか、物理的に継続できなくなった場合に、その後誰がそこを継続していくかとか、管理の責任を負っていくかということもございますので、今のところは所有者の方それぞれに当然責任といいますか権利があるものでございますので、これの形を変えるというのは慎重に考えないといけないかなというのは非常に心配するところです。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） 今後、居住者並びに別荘の保有者にアンケートを取るということなので、その結果を踏まえて、これから進んでいくのだらうと思います。有効に利用していただきたいのは当然ですし、手放すにも手放せないという状態があるとお聞きしました。なので、有効に利用していただきたいなと思います。

3番目の質問ですが、現在、180戸の別荘があるうちの14戸が通年の在住者ということでお聞きしました。その方から見ても、清水高原から下の地域、ここへ降りてくるのも大変だということをおっしゃっていましたが、道端の草がすごくて、これは5番目の質問にもなりますけれども、大変ですということも言っていました。夏の総会でしたので、雪のことはそんなには言わなかったけれども、雪でも困ったという人もいました。

また、裏道である横吹沢を通勤ではないけれども利用している方がいると。ここを何とか整備してくれませんかという話もされていましたが、あくまで林道ですのでという回答を組合長としての村長はおっしゃっておりましたので、交通規制というか、スカイランドきよみずから西側、横吹沢のほうにも別荘地を持っている方がいらっしゃるの、そこら辺の利用は、通ってみるとすごく危険な場所もありますし、土砂崩れ的なこともあるので、そこら辺を利用する方にどういうふうに説明していくのかというのはありますか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 皆さん、林道、林道と言うと、勝手知った方は山菜を取りに行ったり、きのこを取りに行ったりということで利用されるケースが多いかと思いますが、それはそれでいいとは思いますが、通常的生活道路的に使うことになると、当然、地理的な環境も全く違うわけでありまして、先般もそういったご指摘をいただいた部分もあるのですが、本来林道は山林の管理的に使うことがメインの目的になると思いますし、そこも現在は上から下へ下ってくる一方通行になっております。

それはその利用の中でそういう規制をかけさせていただいているということなのですが、かつて、スカイランドきよみずですとか道路の工事をやっているときにはそこを迂回路に使ったことがありましたけれども、そういった特別な事情はともかくとしても、危険があるですとか、あるいは道路の傷みですとか、本来の林道機能ということを考えれば、必要であればしっかり規制してしまうことも1つかなと考えます。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） 確かに、一方通行にしているのは当然だと思います。あの道では無理だと思いますし、別荘の方以外は通行してもらっては困るという規制の仕方もあると思いますので、今後考えていただきたい。

4番目の質問の中にもありましたが、たまに来ると気になってしまった人がいらっしゃって、昔は林道を使ったサイクリング大会が5、6年前、もっと前でしたか、やっておりましたが、それ以降、全くそういう行事もやらなくなってしまったり、クラシックカーが登っていったということも見ておりました。そのころはまだ路肩もきれいでしたし、路面もきれいに整備されておりました。本当に最近、昨年というかこの春も雪が多かったのもありますけれども、その管理の仕方がちょっと緩くなってしまったかなという感じもします。

今後の課題としてはまた担当課でというお話もありますが、この辺、下の自分たちの住んでいる今の現状と上の現状、確かに両方とも良いとは言いませんが、今後どう整備をしていったらいいかと考えているかどうか。どうでしょうか。

○議長（大月民夫君） 宮澤建設水道課長。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） 清水高原はこの下のほうの里とは全く気象条件等、一番厳しいところですので、道路の傷みというのはまた違ったところがあると思います。

あそこは昭和40年代に大元の道路整備がされてから、その後の整備というと、平

成14年に一度整備されていると思いますけれども、今後の考え方としては大本の道路整備も昭和40年代から大分経っておりますので、路肩の擁壁ですとか、ガードレールもそうなのだと思いますけれども、そろそろ次のことを考えなければいけない時期には来ていると思いますので、そういったところはまた長期的な考えでやっていくしかないかなと思いますし、別荘管理組合の総会があった後、産業振興課長からそういったお話を聞いたものですから、私、担当と現場に行ってみたのですが、路肩の雑草の状況とかは、さほど支障になることは感じなかったのですが、どうもカーブとかそういったところ、見通しが悪いところがあったということだったものですから、またそこは現場を確認して対応したいと思っています。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） 今後の検討課題ですし、早期の整備をしていただきたいと思えます。

質問を変えますが、5番目の質問ということで、今年で満了ということで来年また1年延長をかけますが、スカイランドきよみずの指定管理ということで、本来であれば今年度中にその指定管理の募集をかけるのが当然だったと思うのですが、それをかけられなかったという現状はどういうことなのでしょう。

○議長（大月民夫君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 議員のおっしゃるとおり、当初から広報をかけていかなければいけないということだったのですが、非常にコロナ禍ということもありまして、営業のほうにも大分苦戦したということをお聞きしておりますし、あと、施設の老朽化という部分で厳しいものがあつたと聞いております。

そういう中で、新たに事業者をとということも考えたのですが、白馬村でホテルを運営されている方にアドバイザーとして確認をしたところ、今の状況の中ではなかなか新しく事業者を見つけるのは難しいのではないかとということも言われております。そういう中で、今回、指定管理をしていただいているドリームさんにまず聞いてみたらどうかということ。それから、村内の事業者についても、商工会を通して、希望のある方がいらっしゃるかどうかということも含めて、それぞれ確認をさせていただきました。

そういう中で、ドリームさんに確認をしたところ、いろいろな条件はあるのですが、何とかできるのではということも言われましたので、その辺も含めて、今後、審査委員会を付けて検討はしていきたいと思えますけれども、一番は施設の老朽化と

いうところが大きいのかなと感じています。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） 確かに、ドリームホテルさんが指定管理になってすぐコロナという状態になってしまいました。大変苦勞されて、また経営を復活させてきていただいておりますが、なかなか苦しいかなという見解であります。

コロナ禍で宴会、総会等が全く開かれなくなってしまった。以前は農協の総会等もスカイランドきよみずを利用しての各部会の総会など、常会でも行ったということも多分にありましたが、全く利用がなくなってしまった。かえってよその村で使っている保養施設みたいなところへ移動してしまっているという現状なのですが、スカイランドは昨年度、もし分かれば村の利用者というか、グループで利用した人たちはどのぐらいいたのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大月民夫君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） 数字は把握していないものですから、また調べさせて報告させてもらいたいと思います。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） 突然の質問でしたが、半期というか四半期の経営状況を報告する理事会がまた12月に多分あると思いますので、そのときにもう1回、確認をさせていただきます。

6番目の質問ですが、その委託料、年間の委託料を多分上げないといけないという状態だと思います。村としても修繕費にはかなりスカイランドに毎年くらいお金をかけている。このことについてはなかなか費用対効果がどうのこうのということではありませんが、スカイランドきよみずを管理してもらっているからこれくらいはしょうがないと思うのか、継続していくにはこれくらいかかりますよということなのか、村長の考え方はどんなものでしょうか。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） スカイランドきよみずのこれから修繕費やなんかがますますかかってくるという状況にあるわけですけれども、村民の皆さんに理解していただけるというところの要件の中には、村民の福祉の向上に役立っているかどうかということだと思います。

税金を使うということですので、村民益がそれによって何かあるのかどうかも課題になると思うのですけれども、先ほどの質問で、村民の皆さんがほとんど利用しない

という現状があるとすれば、そこへどれだけお金をかけられるかという許容範囲というのですかね、それも当然、そんなにかけることはどうなのだろうという意見が当然出てくる。これはそういう意見とのバランスの問題だと思っております。

では、どうするかという問題ですけれども、要するに会社で言えば不良債権を持っている。その不良債権をどうするかという話だと思っておりますけれども、それを解決するために幾らかかるかという話になると思います。それも簡単に1,000万円単位の話では当然なくなってくるということも片方ではあるものですから、予算と将来を見据えて、非常に大きな決断をしなければいけないということだと思っております。

まだ今年中にどうこう、今年度中にどうこうということではなくて、来年度、再来年度くらいにはぼつぼつ核心に関わる検討をしなければいけない。そういう時期になっていると考えております。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） 最初のお答えの中に、公の施設の在り方検討委員会をこれから開設するというので、今回の補正予算の中にもその準備のために委員会の報酬や準備会の予算が盛ってありました。

確かにどうするかを早急に検討していかないといけないし、どこまで村の人たちに説明をするのか。清水高原に住んでいらっしゃる方の水道水の件も分かりますし、スカイランドきよみずがなくなってしまうと、大量に使っている水を流しているのはスカイランドきよみずへ一応流しながらの保全管理みたいな水道管の保全ということでお聞きをしております。ですが、これがもしなくなってしまうと、清水高原の水はどうなるのだというところまでを検討していかなければいけない時期かなと思っておりますが、そこら辺は、水道水というところも含め、管理を誰がしていくのかというところも含めてこの公の施設の在り方委員会に報告をしていくのでしょうか。

○議長（大月民夫君） 赤羽副村長。

○副村長（赤羽孝之君） まずは、先ほど村長も申し上げましたとおり、村民の利用度、ニーズ、それから公共性というものについて検討していかねばならないと思っておりますし、その上で現在の指定管理者による提供サービスの営業内容、これまでの実績というものも含めたものと、先ほども言いました老朽化における不具合箇所と今後の対応、費用等も含めた中での財源の負担ということも考えていかねばいけないのかなと感じておりますので、その辺を含めた中で在り方検討委員会でしっかり練っ

ていきたいと思っています。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） うろ覚えですみませんが、たしか清水荘がスカイランドきよみずになった当時、今の本庄村長が第1のオーナーというか管理者の責任者だったと思います。そこから数十年経って、もしこのスカイランドきよみずがなくなってしまうと考えたら、今の村長の気持ちとしてはどうお考えですか。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） スカイランドきよみずがオープンした当時のことでありますけれども、私もスカイランドきよみずでお世話になっておりましたので、スカイランドきよみずに対する思いというのですか、それは今でも自分の役場の職員生活の中で最も濃い時代だった、濃い4年間だった、3年半ですかね、だったと思います。結果的には思うような成果を上げられなかったものですから、それも含めて、非常に心に残る、そういうスカイランドきよみずであります。

それと1つは、これまた全然、当時の熱というのですかね、そういうことから申しますと、スカイランドきよみずがオープンした平成7年のその頃は、バブルが崩壊したとはいえ、日本中にまだバブルの余韻が残っている時代で、当時「料理の鉄人」という番組がはやっておりました。私がスカイランドきよみずでお世話になっていてオープンしたその頃は、チップで1万円置いていくお客さんもいた時代であります。「この料理、非常に気に入った」と言って、そういうふうに入れて行かれた方もありました。

一方、冬になりますと、地元の皆さんでありますので、ああいった懐石料理を出してもなかなか満足してもらえなかったというのが現実で、今となってみればスカイランドきよみずに求められていたものは、リゾートホテルという面と、それから保養センターという2つの要求がスカイランドきよみずには使命としてあったのだと感じております。その片方の使命のほうへなかなか思いが行かなかったというのが悔やまれるところであります。

いろいろな思いはあるのですけれども、30年が経過しますので、スカイランドきよみず、山の上の1,300メートルの地にありますので、老朽化も平地にある大体5割増しくらいで進んでいると言われております。ということもありますので、老朽化のスピードはここで考えるよりも速いと認識しております。それと、1年ごとに条件は悪くなるというのも事実でありますので、1年でも早く、少しでも早くという、

その辺も心掛けなければいけない。そんなふうに感じております。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） ありがとうございます。最後に、今、清水寺の現状ということで、新しい管理人の方がいらっしゃってご夫婦で作業しております。この別荘組合のときにもお話が出ておりました。清水寺が何かあか抜けたかなど。えらいきれいになったねということを書いてらっしゃった方がいました。若い人たちの考え方で、清水寺をまた再開発というか、見せるところにしてきているかなと思います。

先ほども同僚議員が清水寺の様子インスタとか、見せていただきましたし、見入っていました。何かブランコができたことも載っておりましたし、努力されているなということ。小さい子を連れてあの山の奥でどう生活するのかなと思っていましたが、なかなか若い人の考えで行動されているなど。そこは希望が持てるころだと思います。

以上を持ちまして、第1の質問を終わらせていただきます。

○議長（大月民夫君） それでは質問事項1につきましては以上で終了させていただきます。

小林幸司議員、次に質問事項2「他市町村との人材交流について」を質問してください。

小林議員。

○5番（小林幸司君） それでは2番目の質問させていただきます。「他市町村との人材交流について」ということで質問させていただきます。

本年150周年を迎える山形村では様々な行事・事業が執り行われます。その中には最近交流を深めている茨城県八千代町より、キッチンカーの出店の計画もあるようです。

我々議員も、昨年、八千代町を視察させていただきました。また、10月8日、9日、10日あたりは八千代町の議員の皆さんが山形村を訪れていただけというお話もあります。

その中で、一番関心を持ったのは、八千代町で年間を通じての農業について関心を持ちました。私も農業を少しだけやっておりますので、年間を通しての農業というのはすごいなと感じておりました。また、ふるさと納税が2020年、実績で約10億円というお話を聞いても驚きました。山形では、後ほど出てくると思いますが、なか

なか足元にも及ばないなということです。

そこで、せっかくですので、せっかく交流が始まった八千代町、ほかにでも結構ですが、人材交流ということで以下の質問をさせていただきます。

1、山形村では現在、他市町村との人材交流は行っていますか。

2、山形村の農閑期を利用して八千代町への農業交流はできないものか。そのお考えはありますか。

3、ふるさと納税の返礼品について調査・研究はされていますか。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 2つ目の質問でございますが、「他市町村との人材交流について」のご質問にお答えいたします。

職員の人材育成の面からも、他の市町村との人材の派遣交流については、交流先との合意が前提になりますが、職員研修の点からも有意義な施策だと思います。

それぞれの項目につきましては、1については総務課長、2については産業振興課長、3については企画振興課長から答弁をいたします。

○議長（大月民夫君） 篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） 1番目のご質問の「他市町村との人材交流」というご質問であります。

今現在、人材交流については行っていない状況であります。

今、出ているのが、先ほど八千代町の話が出たのですけれども、長期ということではなくて、幾らかでも職員が行ったりとか、八千代町の職員の方にこちらに来てもらうとか、そういったことができればという話は、ちょっと今、上がっている状況です。それは来年度以降の話ではあるのですけれども、そういった話は出ている状況でございます。

○議長（大月民夫君） 中川産業振興課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 2番目の「農閑期を利用して八千代町への農業交流はできないものか」でございます。

八千代町ではご案内のとおり、農業の面でも非常に先進的で、白菜やメロンなどが特産品として有名な町であります。農業交流によりまして、生産者同士がそれぞれにつながりを持って、情報交換ですとか技術の研修などができれば非常に有意義なこと

だと考えます。

また一方で、山形村のいわゆる農閑期は実質的に1月、2月と極めて短い期間でありまして、いろいろ会議をやったりするにも非常に難儀をするような時期にもなりません。いずれにしてもこの時期は農家の皆さんが次の年の作付けに向けて英気を養うという季節になりますので、本格的な交流ということになれば、行政のほうで組み立ててやっていく交流事業というのはなかなか無理が出がちですし、農家の皆さんの負担にもなりがちだということになると、もう少し事務レベルとか機関同士レベルでの交流が進んだ後に、それぞれ農家の皆さんやなんかの機運が高まること、それから先方の意向もございますので、こういったことを勘案して、タイミングとしてはそういった時期が具体化するようになる時期が適当かなと考えます。

○議長（大月民夫君） 堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 岳志君） 3番目のご質問の「ふるさと納税の返礼品について調査・研究はされていますか」についてでございます。本村のふるさと納税の寄付金額等について説明させていただきます。

令和5年度の実績では、2,485万円の寄付金をいただきました。これは令和4年度の前年度比497万円ほど増収となりました。

返礼品につきましては、職員が農家や事業所等を個別訪問するなどして、返礼品の新規開発に努めております。また、先ほど議員からもご紹介のありました八千代町等のほかの自治体の取組や新たに寄付サイトを増やすための研究なども行っております。

引き続き、全国の皆様から応援いただけるような返礼品の研究やホームページ等のPRを積極的に行っていきたいと考えております。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） ありがとうございます。1番目の質問の答えの中で、課長から今後の課題ということ、また、八千代町とせつかく交流を深めてきておりますので、計画していきたいというお考えがあるということで、大変喜ばしいことだと思います。

ぜひ、1か月、2か月は無理かもしれませんが、どのような町なのか、山形村にもいずれ来ていただく機会を設けるということで進んで行っていただきたいと思っております。1番目は結構です。

2番目の質問ですが、山形はどうしても長芋まで掘り終わると次の年の2月の終わりまでは、リンゴとか果樹の人は選定をするのですけれども、あとは種まきが始まる人もいます。ですが、空いている時期、これも1か月、2か月行けということではあ

りませんし、交流をする機会があれば、農家の若手の皆さん、どんな状態なのか八千代町の農業を知っていただくには、これは村独自でやることではないですし、農協を含めた農業委員会の皆さんにも相談しながらやってほしいなと思います。そんな計画、早期にやらないと150周年の熱が冷めてからではもったいないなと思うのでお聞きしましたが、どんなものでしょうか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 個人ではなくて、組織ですとか団体ですとかということになりますと、また計画の仕方も変わってくるかとは思いますが。ただ、年度途中の話でありますので、そういった検討に関してはまた各機関の皆さんと具体的に話をし、また集めてまいることになると思います。

○議長（大月民夫君） 小林議員。

○5番（小林幸司君） せっかくの機会ですので、八千代町と近隣の市町村の農業を見てくれば、ためにはなると思います。それを山形でやれということは多分無理だと思いますけれども、こういう農業をやっている仲間もいるというか、農家の皆さんもいるのだなということを知ることが十分、これからの自分の農業に対する情熱も湧くと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

12月から1月、2月にかけて行くというのは、山形の特産である長芋をお土産として持って行くこともできるかなという考えもありましたので、そんなところで1週間、2週間でも結構ですので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

3番目の質問ですが、山形村のふるさと納税についての寄付金、昨年度は2,400何万円ということで、昨年よりは500万円近く上がっております。八千代町の10億円には足元にも及びませんが、通年、八千代町ではお米に特化して、お米は通年、返礼品として一気にどんと送るのではなくて、通年をかけて2か月に1回ずつとかそういうを送りますよということではふるさと納税をやっている。あとはいろいろな野菜とかメロンとかいろいろありますが、やっている規模が全然違いますし、都会を背負っているというか、東京も近いですし、横浜、神奈川辺りも近いですので、流通の面が充実しているの、野菜は特に朝採れたものを即、午前中には東京の市場に運べるという現状もあります。ですので、利用する農協の皆さんもいますし、農家の皆さんもいると思っております。

ですので、若い人たちも含めての交流もしてみたら面白いかなということで、2番の質問にもありましたが、ふるさと納税についてもそうですし、若い人たちが意欲を

持てる農業について勉強する機会にしてほしいと思いますので、ぜひ今後の課題として考えていただきたいと思います。

また、10月8、9、10日で八千代町の議員の皆さんが来ますが、このときの交流内容についてはまだ分からないというお話でした。ぜひ、「こんな小さい村でよく頑張っているな」と言われるぐらいでも結構ですが、今、一生懸命、八千代町出身の方が農業を山形でやっていると。それからの交流が始まったと聞いておりますので、山形村を八千代の皆さんに知っていただくにはいい機会だなと思いますので、ぜひ交流を深めていただきたいということで、要望として挙げて、私の質問とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（大月民夫君） 以上で、小林幸司議員の質問は終了させていただきます。

ここで休憩します。午後3時再開ということで、お願いいたします。

休憩。

（午後 2時48分）

○議長（大月民夫君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時00分）

◇ 百 瀬 昇 一 君

○議長（大月民夫君） それでは、質問順位7番、百瀬昇一議員の質問を行います。

百瀬昇一議員、質問事項「山形村の豊かな自然を維持するために、村民挙げての環境づくりを」について質問してください。

百瀬昇一議員。

○3番（百瀬昇一君） 議席番号3番、百瀬昇一です。最後の質問者になります。よろしくお願いいたします。

「山形村の豊かな自然を維持するために、村民挙げての環境づくりを」。

令和3年第3回定例会、9月の一般質問で触れましたが、「山形村のあゆみ」の中には、農業・農村を守るための長い歴史を持つ水の確保、農業・農村を守るための何度かの農業構造改善事業などがありました。今では、この農業・農村の持つ多面的機能により、豊かで活力と交流に満ちた山形村があると思います、という出だしでの質

問の要旨を申し上げます。

このときの答弁では、混住化が進んだ中、農業と非農家では生活環境感覚のずれがあり、どこまで理解されているかが問題であり、これからの課題である旨などがありました。

さて、本年度より始まりました「第6次山形村総合計画」47ページにて、施策の展開「6 インフラ分野」の施策5「環境意識の向上と美しいふるさとの継承」、
「環境に優しいまちづくりをオールやまがたで進めるために、環境教育・環境学習を充実します。また、地域の自然環境や生活環境を住民とともに維持する取り組みを推進します」とあります。

これに基づき、豊かな自然を守るために、村民挙げての環境づくりについての質問をいたします。

1、本年は、開村150周年ということで、通年よりいろいろな取組をされているかと思いますが、計画の環境教育・環境学習の充実「環境を学び、考える機会の提供」では、子どもの環境学習・体験学習の充実、大人向けの学習機会の充実。「環境イベント等の開催」では、企業・団体等と連携したイベント・キャンペーンの実施。それぞれ、本年はどのようなものを行いましたか。また、これからの取組を示してください。

2、美しいふるさとの継承。

「自然環境と景観の保全」では、不法投棄の撲滅、村民と協働した主要河川の定期的な清掃、環境に配慮した農業の促進と風食対策。「生態系の保護」では、外来生物の駆除。「生活環境・衛生環境の整備と保全」では、地域主導の環境整備活動の支援、ポイ捨て及び野焼きの撲滅。それぞれ、本年度はどのようなものを行いましたか。また、これからの取組を示してください。

3、豊かな自然を維持するために、村民挙げての環境づくりを取り組める団体「山形村みどりと環境を守る会」があります。この団体の機能を最大限生かしてはどうですか。

令和3年第3回定例会、9月の一般質問での答弁で、混住化での現状、どこまで村民が理解されるかが問題とありましたが、農業サイドでは「山形村みどりと環境を守る会」が地道に頑張っていていただくことがベターかと思います。持続的農業のためにも、食糧確保のためにも、農業環境の指導を一段と進めてはどうですか。

4、村民に農村を理解してもらうために、多面的機能支払交付金制度での組織拡大

をしたらどうか。

「山形村多面的機能支払交付要綱」の趣旨第1条に「地域の共同活動を支援し」とあります。「山形村みどりと環境を守る会」での取組が、広域活動組織（農業者及びその他の者《地域住民、団体など》で構成される）はできないか。広域活動組織の活動内容で交付金もアップすると思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大月民夫君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 百瀬昇一議員のご質問にお答えいたします。「山形村の豊かな自然を維持するために、村民挙げての環境づくりを」についてのご質問であります。

山形村の第6次総合計画においては、環境意識の向上と美しいふるさとを、未来に向けて継承するために、村民の皆さんと協働で取り組むこととしております。防災や子育て支援策などと同様に、環境に関わる課題も村民の皆さんと協働で取り組むべき事業の1つだと思います。

質問項目の1につきましては教育次長、2につきましては住民課長、3、4につきましては産業振興課長からそれぞれ答弁をいたします。

○議長（大月民夫君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢洋史君） お答えいたします。長くなりますが、よろしく申し上げます。

まず、1番目のご質問であります「総合計画にあります『環境を学び、考える機会の提供』『環境イベント等の開催』について、本年度はどのようなことを行ったか」ということでございますけれども、子どもの環境学習・体験学習については、村の自然環境について学び、自然保護に生かす「やまがたふるさとレンジャー隊」という活動がございます。本年で5年目を迎えております。小学校4年生から大人までの方が参加をしております。

また、第三の居場所に登録する子どもたちは、海ごみゼロ運動の一環として、昨年引き続き河川のごみ拾いを行い、体験的な学びを続けています。小学校の「わくわくクラブ」では、自然遊びや人権の花運動の参加など、地域の環境づくりに関する活動も行っております。

今後取り組む内容としましては、昨年から始まりました「山形村共育」の日の学び

の成果の発表がございます。4年生はホタルプロジェクトに取り組み、その取組として「ホタルが飛び交う環境づくりと水路づくり」について、6年生は山形小学校のしだれ桜の保護と水辺の生き物について発表するという予定があります。

なお、小学校では、環境教育について、教科横断的に取り扱い、環境について幅広く学ぶようにしています。

次に、大人向けの学習機会の充実であります。シニアサポーターとして参加しております、先ほどの「やまがたふるさとレンジャー隊」の活動がございます。また、河川清掃や年2回開催される環境整備の日の作業への参加、小学校の花壇づくりの支援活動なども行われており、環境について大人が体験的に学ぶ重要な取組であると考えております。村内では、エコライフの会の活動をはじめ、環境づくりと関わる様々な活動が行われております。

次に、企業・団体等と連携したイベント等の実施についてですが、村内9団体が一緒になって運営する「スマイルみどりん」の活動があります。また、公民館講座の中でも「いきいき塾」「おやじ塾」といったところで、暮らしと環境に関わる内容の取組が行われております。

いずれにしても、地域での環境学習等に関する様々な取組は、望ましい環境づくりの気づきを得る重要な機会であると考えております。こうした気づきを得ることにより、自らの環境への関わり方を考えることになり、持続可能な地域社会の在り方について考えを深めていくことになるものと考えております。

以上です。

○議長（大月民夫君） 村田住民課長。

○住民課長（村田鋭太君） それでは、2番目のご質問の「総合計画にあります『自然環境と景観の保全』『生態系の保護』『生活環境・衛生環境の整備と保全』について、本年度はどのようなことを行ったかとこれからの取組み」についてお答えします。

まず、「自然環境と景観の保全」につきましては、村内主要河川のごみ回収イベントを本年度は7月下旬に開催しました。夏休みの子どもたちの参加を見込んでここで設定をしたのですが、酷暑の影響もありまして、参加者も非常に少なかったということで、開催時期については課題もあるのかなと感じております。

また、風食対策につきましては、産業振興課の所管ではあるのですが、お伺いしているところ、麦以外の植物で風食害を抑制できないか。これは継続してやっている研究ですが、県農業農村支援センターと共同で試験を今も継続中というこ

とでありました。

これからの取組といたしましては、「生態系の保護」と「生活環境・衛生環境の整備と保全」の分野をどう進めていくのかというのが課題であると思っております。地域が主導する持続的な活動の下支えができるように、行政側の支援の在り方をまず担当者レベルで研究していきたいと考えています。

以上です。

○議長（大月民夫君） 中川産業振興課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 3番目のご質問の「豊かな自然を維持するために、村民を挙げて環境づくりを取り組める団体『山形村みどりと環境を守る会』の機能を最大限に生かしてはどうか」とのご質問でございます。

「みどりと環境を守る会」は現在も本村の広大な農地と農業用施設の保全、維持管理に多大なご尽力をいただいております。農業資源の保全という本来の目的からいえば、会の役割はまずはハード面の維持補修ということになるかと思えます。役員の方々もそれぞれのお仕事のほかに、この大きな組織でご苦勞をいただいているものがあります。留意することは無理のない組織活動を引き続き支援してまいりたいということになるかと思えます。

4番目「住民に農村を理解してもらうために多面的機能支払交付金制度での組織拡大をしたらどうか」という質問についてであります。みどりと環境を守る会の取組を多面的機能支払交付金制度の広域活動組織に位置づけて活動内容を広げるとともに、国からの交付金の増額を図ることができないかといったことが議員の質問の趣旨かと思えます。

これについては、みどりと環境を守る会は昨年「竹田地区水と環境を守る会」と合併して、実質、今、2年目に入ったところでございます。組織活動の課題、今後の事業展開の見通しもいろいろあるかと思う時期でございます。

いずれにせよ、この会も独立した一個の団体でありますので、組織の形態のありようについては今のところ村から申し上げることは特にございませませんが、会から具体的な相談があれば、当然その際は村とともに検討していくことになると思えます。

以上です。

○議長（大月民夫君） 百瀬議員。

○3番（百瀬昇一君） それぞれご答弁いただきました。それぞれ日頃より精力的な取組をされていることについては感謝申し上げます。

今回の一般質問で農業関係と環境問題については竹野入議員また上條倫司議員も触れておりましたが、私の今回の質問の趣旨は、要旨で申し上げましたように、令和3年9月の定例会のときに、農業・農村、いろいろな機能により、豊かな活力と交流に満ちた山形が一段と前に進むためにということの質問を申し上げました。

その中で答弁がありました。これについて朗読を2点ばかりいたします。これについて行動を取ったかどうか、村長にお聞きしたいと思います。そのときの答弁、中川課長も移りましたが、住民課長が答弁した部分を先に朗読したいと思います。

水とみどり、環境を守るというネーミングの団体があると。このときは2つあったということで、その皆さんと積極的に環境面ということに関してはディスカッションするべきかなとも思っています。いずれにしても、これからの農業というか、これまでではなくこれからを心配する話なので、その辺は臆することなく積極的に進めるべきであろう、というご答弁をいただいています。

もう1つは、本庄村長にご答弁いただいた内容、ちょっと長い内容ですが、全部は朗読いたしません。頭と後ろだけ朗読させていただきます。

環境問題が出ましたけれども、行政としても一番最近、頭の痛いのは、混住化が進んでおりますので、農家の皆さんの感覚といったものと非農家の皆さんの感覚というものに大きくずれを感じております、ということで始まり、最後には、言い訳みたいな話になりますが、本当に腹を割って、本音がどこまで話せるかということもこれから必要になってくると思います、ということでした。

それから3年経っております。何か行動というか、話し合いを持ったのかどうか。村長にお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 農家と非農家の話というか課題というか問題点でありますけれども、結論から申しますと、非農家の皆さんのクレームというのですか、その思いと、また農家の皆さんの思いみたいなものをまとめて一緒に話をしたというような経過は改めては持っておりません。

でありますけれども、いろいろな機会、例えば農協との懇談会であったり、個別に聞いているネギの選別というのですか、ネギの出荷にあたっての作業の音だとか匂いの問題、そういったこともそれぞれ区長会であったり、それに関係するところで問題提起をして一緒に考えてもらっているわけでありますけれども、そう簡単に答えの出る話でもないものですから、そのままになっているというのが現状であります。

一番、基本的に問題になりますのは、行政の立場というのは農家と非農家のこの課題というのも原則は民事不介入でありますので、お互いに村民の皆さんとのトラブルは介入ができないということだと思います。

そうであります、区長さんであったり、それに関係する皆さん、そういったところにはこういう問題があるという、そのことについてはその都度、課題とさせていただいて、情報の共有を図ったり、また解決策は何かないかという話はしているところでもあります。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 百瀬議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。ぜひそんなことで、今回は多面的機能の団体も入れておりますので、ぜひ精力的に関係者との話し合いを前へ前へ進めてもらいたいということで、要望をいたします。

さて、項目別に再質問をさせていただきます。

子どもさんの環境学習については、大分幅広くまていにお取組をされておきまして、本当に感謝申し上げます。そんな中で、「山形村共育の日の学びの成果の発表があります」というご答弁をいただきましたが、昨年からはまったということですかね。この成果の発表会というか、どんな形で、いつやられるのですか。分かりましたらお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 今年度は今、予定ですけれども、10月26日の土曜日になります。

午前中がその学びの成果の発表会として体育館で発表会的なものがありまして、午後は村内の各種団体にお集まりをいただいて、体験活動的なワークショップをやったり、様々な取組がされるというふうになっています。参加は自由でありますので、もしよろしければぜひご参加いただければありがたいと思っています。

○議長（大月民夫君） 百瀬議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。ぜひいい発表会ができたということをお願いしております。もう1つこの中で、大人の学習会もやられているようですが、ここで聞きたいのは、村内の9団体が一緒になって「スマイルみどりん」の活動がありますというご答弁いただきましたが、この9団体と「スマイルみどりん」の活動内容が分かりましたらよろしく申し上げます。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 詳細な9団体すべては資料がございませんが、代表的なものとしてはみどりと環境を守る会の皆さん、社会福祉協議会、それから山形村公民館、今年からは人権擁護の皆さんもお入りいただいて活動していただいています。

今年、代表的なものはその道向かいの150周年の花壇づくりですとか、あと、そこに今年是人権の担当の当番村にもなるものですから、人権教育の皆さんも加わっていただいて、人権の花の育成もそこで一緒にやって、周知を図っていったという内容ですし、あとは各農作物の作付、収穫体験といった活動をしていると聞いています。

○議長（大月民夫君） 百瀬議員。

○3番（百瀬昇一君） 分かりました。今、150周年を意識しての「スマイルみどり」の活動でしたが、これもどんな意識した活動がありますかとお聞きしたかったのですが、村内の9団体でこういう取組をされているということで分かりました。

子どもの教育関係での取組で、150周年を意識した取組は何かありますか。分かりましたらお願いします。

○議長（大月民夫君） 藤沢次長。

○教育次長（藤沢洋史君） 子どもの環境教育の中で150周年というものは特にやっているものは聞いていません。

○議長（大月民夫君） 百瀬議員。

○3番（百瀬昇一君） ありがとうございます。ぜひ引き続いて、特に子どもさんの環境教育については、今後とも力を入れてもらいたく、よろしく申し上げます。

次に、2番目でございますが、これからの取組としては、生態系の保護と生活環境、衛生環境の整備と保全が課題だとありますが、生態系の関係もいろいろニュースではやられております。また、生活環境なり衛生環境についても、それぞれニュース等で流れておりますが、今、特に課題として取り組まれている内容がございましたらお願いします。

○議長（大月民夫君） 村田課長。

○住民課長（村田鋭太君） 特にこれをテーマに住民課で取り組んでいるということは今のところないのですけれども、指摘のあります外来植物ですとか、そういったものがあるよという通報に対しては、まだ職員レベルではあるのですけれども、即座に対応するとか、あとは生活環境、衛生環境の点では、野焼きですとかいろいろなことも書いてあるのですけれども、そういった通報に関しては、今のところ大規模なもので

あれば心配しているよということで現地の調査に行ったりですとか、一声かけるということに関しては行政レベルではやっているということでもあります。

答弁にもありましたけれども、地域が主導する持続的な活動という面は非常に難しい課題でありまして、行政からどんなふうアプローチしていくか、我々もそういうやる気のある地域の活動に関して、どんなふう下支えをしていったらいいかという部分に関しては、まだまだ検討課題が多いということで、手がついていないかなという状況であります。

○議長（大月民夫君） 百瀬議員。

○3番（百瀬昇一君） 分かりました。なかなか難しい問題とは分かっておりますが、これについては根気に取り組む内容かと思えます。また、それぞれ情報をぜひつかんでもらって、早い対処のできるような取組をよろしく願いいたします。

次、3番目でございます。ここでは特に3番、4番、みどりと環境を守る会の関係でございますが、ここに私も最初に立ち上げた「竹田地区水と環境を守る会」で役員をやった中での私の、研修会を受けたり、何度も研修会を受けました、以前は多面的のこの組織は協議会というところで県の行政から来ての研修会が何度もありましたが、その中で、環境関係、特に私は働きかけてやってきたつもりです。

なかなか進まなかった面もございますが、今、みどりと環境を守る会では、7月に総代会で私は出られませんでした、一員ですが、総代会の報告を受けております。畑灌、畝灌、役員の方、大分ご苦労いただいております。こういう資料をもらった中での3番、4番の質問としております。

そんな中で、農林水産省の「令和6年度多面的機能支払交付金のあらまし」ということで、しおりが出ております。今、私はこれ、ネットで出したものでございますが、この中で、いろいろな内容があります。お題目については重々、行政側では承知しているかと思えますが、その中で、活動内容には、さっきも言いましたように2人の議員さんが農道の路面とかそれぞれの土地ののり面とかありましたが、この多面的交付金の関係の活動例では、特に4点ばかり挙げられております。水路の泥上げ、農道の路面維持、施設の点検、年間活動の計画の策定ということで、特に計画の主なものを挙げておりますが、以前のこの協議会の研修の中では、農地の関係ののり面を共同で買った場合は、これも対象にしますよということがありましたので、それについてもそれぞれ組合員の方なり役員の方に働きかけましたが、なかなかそれはできませんでした。現状は、それは難しい。なかなかこの組織を立ち上げたときは、私、役員を受

けたときには、現状の中でこういう交付金が受けられますから組織を立ち上げますから協力してくださいという内容でしたので受けまして、黒川の場合はせんげざらいということで、春先、田んぼを開く前に、農業者一斉に作業をやっておりました。

そうは言っても、せっかくこういう税金をいただいて、黒川を維持していく内容でございまして、その中へ、行動としては大したことではございませんが、この村のごみ袋を用意し、また、小さいバーナーとバケツを用意しました。内容については、取組内容はせんげざらいのときに一緒に川の周辺のごみ拾いなりごみさらいということをお願いし、また、農地周辺の枯れた草や木の燃やせる範囲のものについては小さいバーナーで、危なくない程度で燃やしてくださいと。バケツを用意したのは、こういう行動をするなら、消防署からバケツぐらい用意してくださいという注意喚起がありましたのでやってきた、という内容なのです。

ということで、全部はしゃべりきれませんので、そういう行動を、会長を中心に私もそういう喚起をしてまいりましたが、なかなか、今続いているのはそのごみ拾いと枯れた草なりを燃やすという内容は継続しております。

ということで、そういう中で3番、4番はご質問させていただいております。今、現状のみどりと環境を守る会の総代会資料を見させてもらいましたが、結局、合併して2年目ですか。合併して、今、11団体が加盟しているということですね。黒川の場合は、黒川堰竹田地区保全会ということで、水利組合の関係で参加させてもらっております。黒川も、こっちの畑灌の関係は私も組合員です。

そんなことで、この中で報告を見ますと、水利組合がせんげざらいがあるようですが、畑灌と畝灌については役員さんの作業というかご苦労がうんと見えます。そんなことですので、もう少し、こんなに大きい組織ですので、みどりと環境を守る会がこの村づくりに役立ててないかということで、3番、4番について御質問したわけです。

4番目については長々とすみませんが、4番目についてはこの農林省のあらましの中にもありますように、組織づくりはいろいろな面があります。農業者だけで組織するもの、また自治会も入って組織するものと4パターンぐらいあるのです。全部説明するとまた長くなるのでやりますが。そんなことで、今年から大分、区の関係についてはある程度の手当てをし、行政側も区のほうへいろいろな相談をされているようですが、村づくりの一環の中で、ぜひこのみどりと環境を守る会との連携を取ってほしいと。区でも。村の一員ですので、ぜひそういう共同体制を取った中でやってもらえば、みんな仲よくできるかなと。

それと、交付金も、この中の要望では上がるのですよね。そういう内容についてはこの村も交付要綱がありますので、この中を見ますと、交付の認証については村長が認めるようになっていきます。そんなことの諸々ありますので、3番、4番含めて、再度ご意見がございましたらお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 最初の答弁で申し上げましたこと、議員さんの質問の趣旨にストレートに答えられていなかったかもしれませんが、基本的にはこのみどりと環境を守る会が山形村のほとんどの面的な、あるいは人的な部分で重要な位置を占めているということは重々承知をしておりますし、10年ぐらい前ですか、黒川の皆さんから始まった活動もここまで発展をしてきたという経過も重々承知しております。

先ほどの話に戻るのですが、こちら側とそういった会とのディスカッションという意味では、私、前職の住民課長のときも環境を守る会の役員会のところにも出かけて行って、風食に関して、麦の播種によらない方法というものを何か、要するに何回も言いますけれども、ずくを出してやれるような方法を何か探れないかという相談をかけたこともございます。

あるいは、また違うところでは、春に河川清掃をやったときには会の皆さんから、春先のこの強い風で畑のものがみんな川に入ってしまうということはみんな自覚しなければいけないということで、俺は春は必ずやらせてもらうでねと言って協力に加わってもらったという経過もございます。

そういう意味では、コロナ禍でなかなか交流できない中でも、ひたひたとそういった部分でも進めてきた経過がございます。そういったコロナの時期も開けて、いよいよみんなが動けるようになった時期、当時は私、住民課でした。今度はいわゆる本当の農政の立場で関わらせていただくことになりましたけれども、引き続き、この会の皆さんには大活躍をしていただかなければならないという、それは大前提でございます。

ただ、矛盾する話にもなるかもしれませんが、今、農業サイドで困っていることは、例えば先ほども申し上げましたが、農道というか道路に土がたくさん畑から持ち出されてそのままになっている。それが全部川に流れて河床が上がってヨシが生えるとか、あと、農薬だとか、いろいろなものが風に飛ばされて、それこそ散らかってしまうとか、というような農業生産者、農家の皆さんも自助努力で気をつけていただかなければ

ばいけないことがたくさんあるという中で、このみどりと環境を守る会に少なからず皆さんも関係しているというか当事者であるという自覚を持っていただくことがものすごく大事だと思うのです。

ただ、その中で、今いろいろなことをお願いすると、役員の皆さんがものすごく苦勞をされている現状があるものですから、行政からその部分だけをピックアップしてお願いするということは大変なことかなという意味でこの答弁を申し上げました。

議員さんがおっしゃるように、この新しい施策の中で、いろいろな広がりを見せているということでもございますので、当然、農家・非農家も含めた取組があるということであれば、それは研究する価値ももちろんあると思いますが、申し上げましたように、村とはまた1個離れた団体であるみどりと環境を守る会の皆さんの考えをまず第一にしなければいけないと思いますので、そういったことも伺いながら、今後の活動については前向きに進んでいくべきだと考えます。

○議長（大月民夫君） 百瀬議員。

○3番（百瀬昇一君） 黒川のときは立ち上がった当時は事務局がいなかったのです。

行政の皆さんにうんと指導をいただいて、全部事務、私、会計でした。事務を全部やりました。今、事務局がありますので、若干なりとも協力をもらえないかということの趣旨です。それなりの人員をそろえた中で、これだけの大きい組織なので、そうしなければ無理だと思いますが、そんな面ではどうですか。

○議長（大月民夫君） 中川課長。

○産業振興課長（中川俊彦君） 協力というのがどういった部分までの協力かにもよりますけれども、当然、今の段階においても、いろいろな活動においては情報交換はさせていただいておりますし、必要に応じてはお互いに人工を出し合ったりして作業することもございます。

議員の求めている協力という部分まで当然達していないということだとは思いますが、今後またそれは、それこそ事務局の職員等も含めながら、今後についてはまた検討させていただきます。

○議長（大月民夫君） 百瀬議員。

○3番（百瀬昇一君） 分かりました。ぜひ前向きに進めてもらいたいと思います。

もう1つ、広域活動組織としての活動、自治会も少し巻き込むというわけに、区ですが、今年からそれなりの手当もしておりますので、そういう相談はできませんか。村長さん、どうですか。

○議長（大月民夫君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 多面的機能支払交付金の組織の姿というのか、山形村は山形村で、山形村の役場の中に事務局が、役場の中を借りてあるわけですけれども、例えば今井地区でしたら、これは右岸土地改良区の中に事務局があります。ほとんど全国でいえば、どちらかという土地改良区の中に事務局があるというのが多いように聞いております。

山形村の場合はそんなこともあって、役場の中に、同じ事務所の中に組織の事務局があるものですから、いろいろ相談もしやすいという面もあるのですが、あくまで自主的な団体でありますので、そちらの会の考え方というのですか、その考え方、それと地域でということになりますと、また区長の会でも相談しなければいけないのですが、区長の会の皆さんの現状では、今ある仕事で手いっぱいというのが正直なところで、今の時期になりますと自分の後継者を探すのに頭の中がいっぱいだというのが正直なところだと思います。

そんなことではありますけれども、今日の一般質問の中でも、何人かの議員さんからも質問がありましたけれども、地域のそういった農道であったり村道、また地域の環境などというのがこれから課題になってくるという現状がありますので、どんなことができるか。課題として区長の会の皆さんにも、全区が一斉にはなくても、実験的にでもどこかできないかというような話を投げかけということはやってみたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大月民夫君） 百瀬議員。

○3番（百瀬昇一君） 国のしおりというかあらましを見ていただいているので分かるかと思いますが、この交付金の活動組織の例として、農業者だけということは、その前に、黒川が立ち上がった前に、農業者だけでできるという制度になりました。その前は、地域の人たちとやらなければならなかった。

要は、国はそれなりの縛りを設けています。例の鳥獣の柵も同じですね。ということで、なかなかそういう、村民を挙げてという取組がなかなか難しいということは承知しておりますが、山形村の村づくりの一環として、今、村長にご答弁いただきましたが、できるところからでも、ぜひ小さくても立ち上げられる部分はぜひご努力いただきたいと。

この多面的機能の活動組織の例としては、今やられている農業者だけ。それと、地

域住民参加型の2つばかりありますし、都市農村交流型という4つのパターンがあります。こういう中で、どういうふうにやったらいいという、全国的に今、うんとういう交付金の利用が多くなっております。なぜかという、それぞれが当初申し上げた農業構造改善事業も何度もやられていて、それが国からのあと更新費用なりそういうものがないからということで、村長さんもお存知だと思いますが、こういう制度ができたということで、この法律の下でこの交付金制度がやられているようですが、何しろ日本全国、こういう施設が全部老朽化しているということで、それぞれの組織なり区の実情が全部それぞれ分かります。今、この多面的組織についても、ハードの面をしっかりとやらないと大分老朽化で、本当にそこら中漏れたり壊れたりしている現状は本当に分かります。私も微力ながら少しは携わらせていただきましたので、そんなことですが、ぜひ課長さんも村長さんもそれぞれ、少し前向きなご意見、ご答弁をいただきましたので、ぜひ今後とも、もう一歩進めてもらうようにご努力いただきたいと思っております。

ということで、最後に、また口幅ったいですが、今まで一般質問の終わりには村長さんに進言させてもらっておりますが、村づくりは山形村に在ることの誇り、仕事の誇り、自己の誇り、家庭の誇り、ということで、村民全員がこういう誇りを持ってもらうような村づくりをしてもらいたい。そこにもう1つ加えて、地域への貢献する誇りというものも付け加えた中で、ぜひ行政としての行動をそれぞれ取ってもらうようお願い申し上げて、今回の質問は以上で終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大月民夫君） 以上で、百瀬昇一議員の質問は終了とさせていただきます。

これで本定例会に提出されました一般質問の日程はすべて終了しましたので、明日は休会といたします。

本日はこれにて閉議し、散会といたします。

（午後 3時51分）